

大気汚染防止法のとびき

令和4年10月

千葉市環境局環境保全部環境規制課

目 次

第1編 大気汚染防止法等の概要	1
1 大気汚染防止法の概要	1
1-1 制定・改正の経緯	1
1-2 大気汚染防止法による規制等の体系の概要	2
2 ばい煙の排出規制・指導	3
2-1 ばい煙とは	3
2-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限	3
2-3 排出の制限、改善命令・使用停止命令	6
2-4 硫黄酸化物の総量規制等	21
2-5 測定義務・立入検査等	24
2-6 事故時の措置	25
2-7 緊急時の措置	25
2-8 窒素酸化物に係る指導（要綱による指導）	25
2-8-1 排出総量の指導	25
2-8-2 発電ボイラー・ガスタービン等に関する指導	28
2-9 条例による届出	29
3 揮発性有機化合物の排出規制・指導	31
3-1 揮発性有機化合物とは	31
3-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限	31
3-3 基準遵守義務、改善命令・使用停止命令	31
3-4 測定義務・立入検査等	31
3-5 緊急時の措置	33
3-6 条例による自主的取組の促進	34
4 粉じんの規制	35
4-1 粉じんとは	35
4-2 一般粉じん発生施設	35
4-2-1 設置・変更の届出	35
4-2-2 基準遵守義務、基準適合命令・使用停止命令	35
4-2-3 立入検査等	35
4-2-4 条例による届出	35
4-3 特定粉じん発生施設	37
4-4 特定粉じん排出等作業	37
4-4-1 解体等工事に係る調査及び説明等	37
4-4-2 調査結果の行政への報告	37
4-4-3 実施の届出、計画変更命令	38
4-4-4 作業基準遵守義務、作業基準適合命令・作業停止命令	38
4-4-5 作業の結果の報告等	38
4-4-6 立入検査等	38
4-4-7 要綱による指導	38
5 水銀の排出規制	42
5-1 水銀の排出規制について	42
5-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限	42
5-3 基準遵守義務、改善命令	42
5-4 測定義務・立入検査等	45
5-5 要排出抑制施設の設置者の自主的取組	46
6 指定物質の排出抑制	47
6-1 指定物質とは	47
6-2 排出の抑制	47
7 罰 則	49

第2編 届出書の提出について	50
1 届出書の提出先	50
2 届出書の様式	50
3 提出部数	50
4 届出書作成時の注意事項（全般的事項）	50
5 届出の種類と届出の方法	51
5-1 ばい煙関係	51
5-1-1 ばい煙発生施設	51
5-1-2 硫黄酸化物／窒素酸化物総量規制適用施設	58
5-1-3 ばい煙に係る特定施設・特定作業	59
5-2 揮発性有機化合物関係	60
5-2-1 揮発性有機化合物排出施設	60
5-2-2 自主的取組計画書・実績報告書	62
5-3 粉じん関係	63
5-3-1 一般粉じん発生施設	63
5-3-2 特定粉じん発生施設	64
5-3-3 特定粉じん排出等作業	64
5-3-4 粉じんに係る特定施設・特定作業	65
5-4 水銀関係	65
5-4-1 水銀排出施設	65
第3編 届出書の様式	67
1 大気汚染防止法関係	68
2 千葉県硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱関係	93
3 千葉県窒素酸化物対策指導要綱関係	95
4 千葉県環境保全条例関係	97
5 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例関係	108
6 千葉県建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱関係	118
第4編 資料	119
1 大気汚染防止法（抜粋）	119
2 硫黄酸化物に係る総量規制基準（千葉県告示）	128
3 硫黄酸化物に係る燃料使用基準（千葉県告示）	130
4 千葉県硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱	131
5 千葉県窒素酸化物対策指導要綱	133
6 千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱	137
7 千葉県環境保全条例（抜粋）	139
8 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（抜粋）	140
9 千葉県建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱	141

本文中の略記は以下のとおりです。

法 … 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

令 … 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）

規則 … 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

第1編 大気汚染防止法等の概要

1 大気汚染防止法の概要

1-1 制定・改正の経緯

大気汚染防止法は、公害対策基本法の制定を受けて、昭和43年6月に、従来の「ばい煙の排出の規制等に関する法律」に代わって制定され、同年12月から施行されたものです。

この法により、指定地域の拡大、排出基準設定方式の合理化（硫黄酸化物のK値規制）、特別排出基準の設定、自動車排出ガスの規制等が行われることになりました。

昭和45年12月には、目的規定中の産業との調和事項が削除されたこと、指定地域制を廃止して全国的な規制とするとともに、カドミウム、塩素、鉛等の有害物質が規制対象に加えられたこと、ばい煙の排出基準違反に対する直罰規定が導入されたこと等の改正がなされました。

千葉県内においては、昭和46年12月に、ばいじんと有害物質について、法に基づきいわゆる上乗せ条例が制定され、規制の強化が図られました。

昭和47年6月には、法の目的規定中に、大気汚染に関し、人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図ることが明確にされるとともに、法文中に損害賠償の条項が設けられ、無過失責任が明らかにされました。

昭和49年6月の法改正では、硫黄酸化物の総量規制方式が導入されることになりました。

また、窒素酸化物については、昭和48年8月の二酸化窒素の環境基準の維持達成等に対処するため、排出基準が設定され、その後5次にわたり規制対象施設の拡大、基準の強化が図られました。

昭和51年10月には法に基づき硫黄酸化物の総量規制基準が定められ、硫黄酸化物の総量規制の運用が開始されました。

一方、千葉市では、平成4年4月から、法に基づき、工場の規制等の事務委任を受けることとなりました。また、「千葉市窒素酸化物対策指導要綱」を定め、窒素酸化物についても事業所ごとの総量規制方式を導入しました。

平成9年4月の改正法の施行により、有害大気汚染物質対策、自動車排出ガス規制対象の拡大、建築物の解体現場等からのアスベストの飛散防止、事故時の措置の充実が図られました。

また、平成18年3月及び10月に法が改正され、揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）が新たな規制の対象に加わるとともに、特定粉じん排出等作業に係るアスベスト（石綿）の規制の強化も図られることとなりました。

平成20年4月には、事業者の自主的な取組によるVOCの排出抑制を一層進めるため、「千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」（VOC条例）を施行しました。

平成22年8月の改正法の一部施行により、ばい煙の排出状況の把握及び排出抑制に必要な措置に係る事業者の責務規定が創設され、事業者による自主的な公害防止の取組の促進が図られることになりました。また、平成23年4月からは、ばい煙の排出状況の測定結果の未記録等に係る罰則規定が施行され、事業者による記録改ざん等への厳正な対応が図られることになりました。

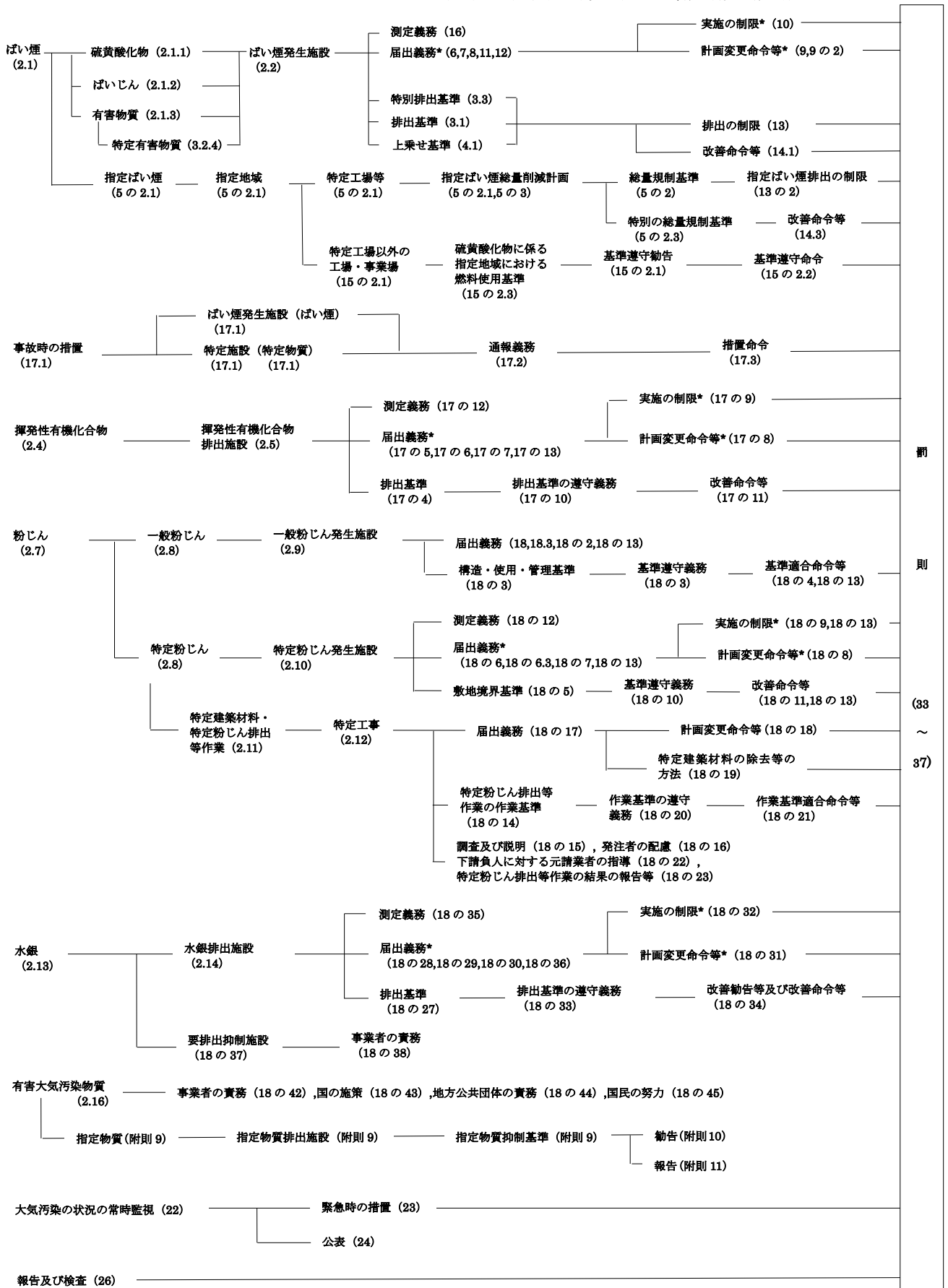
平成26年6月の改正法の施行により、特定粉じん排出等作業の届出者が工事の施工者から発注者に変更になるとともに、作業基準が強化されました。

平成27年の法改正により、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するため、水銀排出規制が行われることになりました。

令和3年4月の改正法の施行により、石綿の規制対象建材の拡大（全ての石綿含有建材が対象）、事前調査の信頼性の確保（事前調査の方法の法定化、事前調査に関する記録の作成・保存等）、罰則の強化・対象の拡大（直接罰の導入、下請負人の作業基準遵守義務の適用等）、作業記録の作成・保存（必要な知識を有する者による取り残しの有無等の確認、作業結果の発注者への報告等）等が行われることになりました。

1-2 大気汚染防止法による規制等の体系の概要

() 内は条文番号を示す。(例 2.1.1; 第2条第1項第1号)



(注) 1 *を付した部分は、電気工作物、ガス工作物又は埋蔵保安法の経産省令で定める施設に対しては適用されず、それぞれ電気事業法、ガス事業法又は埋蔵保安法の相当規定の定めによる。
 2 以上の他、季節による燃料規制(15)、自動車排出ガスに関する規制(19~21の2)、損害賠償(25~25の6)、資料提出の要求等(28)、国の援助(29)、研究等の推進等(30)、経過措置(30の2)、事務の委任等(31)、条例との関係(32)等について規定している。

2 ばい煙の排出規制・指導

2-1 ばい煙とは

「ばい煙」とは、物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)をいいます。

表 2-1 ばい煙の種類及び発生形態

物質名		主な発生の形態等
ばい煙 有害物質	硫黄酸化物 (SO _x)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼
	ばいじん	同上及び電気炉の使用
	カドミウム (Cd)、カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理
	塩素 (Cl ₂)、塩化水素 (HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理
	弗素 (F ₂)、弗化水素 (HF) 等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理
	鉛 (Pb)、鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理
	窒素酸化物 (NO _x)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等

2-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限

法では、33 の項目に分けて、一定規模以上の施設を「ばい煙発生施設」として定めています。

市内においてばい煙発生施設を設置又は変更しようとする者は、設置又は変更をしようとする日の 60 日前までに、市長に所定の事項を届け出なければなりません。市長は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。

ばい煙発生施設の設置又は変更は、届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、実施できません。

届出が必要なばい煙発生施設は、表 2-2 (p.4) のとおりです。

表 2-2 ばい煙発生施設の種類（令別表第 1）

ばい煙発生施設の種類		規模要件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）（※）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する ガス発生炉 及び 加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する 焙焼炉 、 焼結炉 （ペレット焼成炉を含む。）及び か焼炉 （14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する 溶鉱炉 （溶鉱用反射炉を含む。）、 転炉 及び 平炉 （14 の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する 溶解炉 （こしき炉並びに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する 加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する 加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち 触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。
8 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち 燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する 焼成炉 及び 溶融炉	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する 反応炉 （カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び 直火炉 （26 の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉 （14 の項及び 23 の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する 電気炉	変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する 焙焼炉 、 焼結炉 （ペレット焼成炉を含む。）、 溶鉱炉 （溶鉱用反射炉を含む。）、 転炉 、 溶解炉 及び 乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 平方メートル以上であるか、羽口面断面積が 0.2 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する 乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する 塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する 溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する 反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する 塩素反応施設 、 塩化水素反応施設 及び 塩化水素吸収施設 （塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する 電解炉	電流容量が 30 キロアンペア以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する 反応施設 、 濃縮施設 、 焼成炉 及び 溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルト

		アンペア以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する 凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設 （密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する 反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する 溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する 溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する 溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する 吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
32	ガソリン機関	

※ ボイラーのうち、熱風ボイラーとは、サウナ風呂用の空気加熱器（通称エアボイラー）又はクローズドサイクルタイプのガスタービン加熱器等のことです。また、ボイラーには、アスファルト・プラントの重油加熱炉、吸収式冷熱温水発生器も含まれます。

※ 重油換算について

表2-2の下欄中の重油換算は、重油10Lあたりが、液体燃料は10Lに、ガス燃料は16m³に、固形燃料は16kgに、それぞれ相当するものとして取り扱います。

なお、ガス機関及び水蒸気改質方式による改質器であって水素の製造能力が1,000 Nm³/h未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）については、次の式により算出してください。

$$\text{重油換算量 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (Nm}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量} / \text{重油発熱量}$$

ただし、上式の気体燃料の発熱量は、総発熱量（高位発熱量）を用いることとし、重油の発熱量は、ガス機関については9,600 kcal/L（40,186.08 kJ/L）、水蒸気改質方式による改質器については40,000 kJ/Lとします。

2-3 排出の制限、改善命令・使用停止命令

法は、ばい煙排出者に対し、排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止し、故意、過失を問わず、その違反者は刑罰を科せられることとなっています。

また、市長は、排出基準違反のばい煙を継続して排出するおそれがある施設の設置者に対し、ばい煙の処理方法等の改善や一時使用停止を命令することができます。

ばい煙発生施設の排出基準は、以下のとおりです。

(1) 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量が排出基準となります（K 値規制）。なお、これとは別に、法に基づく総量規制基準等（p.21）が適用される場合があります。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の量（Nm³/h）

K：地域ごとに定められた値（千葉市にあっては次のとおり）

昭和 49 年 3 月 31 日までに設置したもの	3.5
昭和 49 年 4 月 1 日以後に設置するもの（※）	1.75

He：補正された排出口の高さ（m）

※小型ボイラーにあっては昭和 60 年 9 月 10 日以後に、ガスタービン及びディーゼル機関にあっては昭和 63 年 2 月 1 日以後に設置するもの。

【He の算出（有効煙突高さの計算）】

$$He = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{2.30 \log J + (1/J) - 1\}$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

He：補正された排出口の高さ（m）
 H₀：排出口の実高さ（m）
 Q：温度 15 度における排出ガス量（m³/秒）
 V：排出ガスの排出速度（m/秒）
 T：排出ガスの温度（K）

備考 次の施設については、当分の間適用が猶予される。

- (1) 昭和 60 年 9 月 9 日以前に設置された小型ボイラー
- (2) 昭和 63 年 1 月 31 日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が 1 万 Nm³/h 未満のもの
- (3) ガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常用として用いられるもの

(2) ばいじん・有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準

ばいじんにあつては施設の種類及び規模ごとに、有害物質（窒素酸化物を除く。）にあつては施設の種類ごとに、法に基づく一般排出基準のほか、「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（昭和46年千葉県条例第67号）による上乗せ基準が適用されています。上乗せ基準の定められていない施設については、一般排出基準が適用されます。

ばいじん及び有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準は、表2-3（p.8）及び表2-4（p.13）のとおりです。

(3) 窒素酸化物の排出基準

窒素酸化物の排出基準は、施設（熱源として電気を使用するものを除く。）の種類及び規模ごとに、表2-5（p.14）のとおり定められています。

なお、窒素酸化物については、これとは別に、要綱に基づく指導基準（p.25）が適用される場合があります。

表 2-3 ばいじんの排出基準（規則別表第 2）

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は 排出ガス量(湿り)で 単位は万 Nm ³ /h)	上乗せ 基準 (g/Nm ³)	一般排出基準(g/Nm ³)				備 考
			~S57.5.31 設置	S57.6.1~ 設置	On (%)	On の扱い	
1 ボ イ ラ 	1. ガス専焼ボイラー(5の項 に掲げるものを除く。)	—	0.05	0.05	5		注 1)昭和 47 年 1 月 1 日 以後設置したもので液 体専焼に限る。 注 2)液体専焼に限る。 注 3)石炭の発熱量が 20,930.25kJ(5,000kcal)/ kg 以下に限る。 注 4)平成 7 年 7 月 2 日 までの間、発熱量が 20,930.25kJ(5,000 kcal) /kg 以下の石炭のみを燃 焼させており、かつ、平成 7 年 7 月 3 日以降、発熱量 が 23, 023. 275kJ (5,500kcal)/kg 以下の石 炭を燃焼させる場合に限 り、当分の間、0.45 とす る。 注 5)ガス・灯油・軽油又は A 重油を燃焼させるもの は、当分の間適用しな い。 注 6)前記 注 5)以外は前 各項の排出基準。
	20 ~	—	0.07	0.05	4	排ガス量 1 万 Nm ³ /h 未滿は当 分の間適 用を猶予	
	4 ~ 20	注 1)0.10	0.18	0.15			
	1 ~ 4	注 2)0.20	0.25	0.25			
	~ 1	—	0.30	0.30			
	3. 黒液燃焼ボイラー (5の項を除く。)	—	0.20	0.15	Os		
	20 ~	—	0.35	0.25	6		
	4 ~ 20	—	0.35	0.30			
	1 ~ 4	注 3)0.40	注 4)0.15	0.10			
	~ 1	注 3)0.40	注 4)0.25	0.20			
5. 触媒再生塔に附属する ボイラー	—	0.30	0.20	4			
6. 前各項以外のボイラー	—	0.30	0.30	6	当分の間 適用を猶予		
20 ~	—	0.30	0.30	前各 項と 同様	前各項と 同様		
4 ~ 20	—	0.40	0.30				
~ 4	—	0.40	0.30				
小型ボイラー (伝熱面積 10m ² 未滿かつ 燃焼能力 50L/h 以上)	—	S60.9.10 ~H2.9.9	H2.9.10~				
		注 5)0.50	注 5)注 6)				
2 ガ ス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉	7. ガス発生炉	—	0.05	0.05	7		
	8. 加熱炉	—	0.10	0.10	7		
3 焙 焼 炉	9. 焙焼炉	—	0.10	0.10	Os		
	4 ~	—	0.15	0.15			
	1 ~ 4	—	0.15	0.15			
3 焼 結 炉 ・ 煨 焼 炉	10. フェロマンガンの製造の 用に供する焼結炉	—	0.20	0.20	Os		
	1 ~	—	0.20	0.20			
	~ 1	—	0.15	0.15	Os		
	11. 前項以外の焼結炉	—	0.15	0.15			
	1 ~	—	0.15	0.15	Os		
	~ 1	—	0.15	0.15			
12. 煨焼炉	0.20	0.25	0.20				
4 ~	0.20	0.30	0.25				
1 ~ 4	—	0.30	0.25				
~ 1	—	0.30	0.25				

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は 排出ガス量(湿り)で 単位は万 Nm ³ /h)	上乗せ 基準 (g/Nm ³)	一般排出基準(g/Nm ³)				備 考	
			～S57.5.31 設置	S57.6.1～ 設置	On (%)	Onの扱い		
4 溶 鋳 炉 ・ 転 炉 ・ 平 炉	13. 溶鋳炉のうち高炉	—	0.05	0.05	Os		注1) 燃焼型に限り、当分の間 0.13 とする。	
	14. 前項以外の溶鋳炉	—	0.15	0.15	Os			
	15. 転炉 1 ～ ～ 1	—	注1) 0.10 注1) 0.10	0.10 0.10	Os			
	16. 平炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	—	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 0.20	Os			
5 溶 解 炉	17. 溶解炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	— 0.20 —	0.10 注1) 0.20 注1) 0.20	0.10 注1) 0.20 注1) 0.20	Os		注1) アルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間 0.30 とする。	
	6 加 熱 炉	18. 金属加熱炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	— 0.20 —	0.15 0.25 0.25	0.10 0.20 0.20	11		当分の間 適用を猶予
		7 加 熱 炉	19. 石油加熱炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	— — —	0.10 0.15 注1) 0.15	0.10 0.15 0.15		
8 触 媒 発 生 塔	20. 触媒再生塔	—	0.30	0.20	6			
8の2 燃 焼 炉	21. 硫黄燃焼炉	—	0.10	0.10	8			
9 焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	22. 石灰焼成炉 (土中釜に限る。)	—	0.40	0.40	15		注1) りつぽ炉以外に限る。	
	23. 前項以外の 石灰焼成炉	0.30	0.30	0.30	15			
	24. セメントの製造の用に供 する焼成炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	0.10	0.10	0.10	10			
		—	0.10	0.10				
		—	0.10	0.10				
	25. 耐火レンガ又は耐火物 原料の製造の用に供す る焼成炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	0.10	0.10	0.10	18			
0.20		0.20	0.20					
—		0.20	0.20					
26. 前各項以外の焼成炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	0.10	0.15	0.15	15	当分の間 適用を猶予			
	0.20	0.25	0.25					
	—	0.25	0.25					
27. 板ガラス又はガラス織 維製品の製造の用に供 する溶融炉 4 ～ 1 ～ 4 ～ 1	0.10	0.10	0.10	15				
	0.20	0.15	0.15					
	—	0.15	0.15					

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は 排出ガス量(湿り)で 単位は万 Nm ³ /h)	上乗せ 基準 (g/Nm ³)	一般排出基準(g/Nm ³)				備考
			～S57.5.31 設置	S57.6.1～ 設置	On (%)	Onの扱い	
	28. 光学ガラス、電気ガラス 又はフリットの製造の用 に供する溶融炉 4～ 1～4 ～1	注1)0.10 注1)0.10 —	0.10 0.30 0.30	0.10 0.15 0.15	16		
	29. 前各項以外の溶融炉 4～ 1～4 ～1	注1)0.10 注1)0.20 —	0.10 0.20 0.20	0.10 0.20 0.20	15		
10 反応炉・直火炉	30. 反応炉及び直火炉 4～ 1～4 ～1	0.10 0.20 —	0.15 0.20 注1)0.20	0.15 0.20 0.20	6	当分の間 適用を猶予	注1)活性炭の製造の用 に供する反応炉に限り、 当分の間 0.30 とする。
11 乾燥炉	31. 骨材乾燥炉 2～ ～2	0.40 0.40	0.50 0.60	0.50 0.50	16	直接熱風 乾燥炉は Os	
	32. 前項以外の乾燥炉 4～ 1～4 ～1	0.10 0.20 —	0.15 0.30 0.35	0.15 0.20 0.20	16	同上	
12 電気炉	33. 合金鉄(珪素の含有率 40%以上)の製造の用に 供する電気炉	—	0.20	0.20	Os		
	34. 合金鉄(珪素の含有率 40%未満)及びカーバイド の製造の用に供する電 気炉	—	0.15	0.15	Os		
	35. 前各項以外の電気炉 4～ 1～4 ～1	—	0.10 0.10 0.10	0.10 0.10 0.10	Os		
13 廃棄物焼却炉	36. 廃棄物焼却炉のうち 連続炉 4～ 1～4 ～1	0.10 0.20 —	— — —	— — —			
	37. 前項以外の 廃棄物焼却炉	0.40	—	—			
	施設の種類(規模は 廃棄物の処理能力で 単位は t/h)	上乗せ 基準 (g/Nm³)	～H10.6.30 設置	H10.7.1 以後設置	On (%)	Onの扱い	備考
36. 廃棄物焼却炉 4～ 2～4 ～2	注1) 注1) 注1)	0.08 0.15 0.25	0.04 0.08 0.15	12		注1)上乗せ基準につい ては、上記 36・37 の区 分による基準が適用さ れる。	
14 (銅、鉛、亜鉛) 焙焼炉・焼結炉	39. 銅、鉛、亜鉛の精錬の 用に供する焙焼炉 4～ 1～4 ～1	—	0.10 0.15 0.15	0.10 0.15 0.15	Os		注1)気流搬送型は当分 の間 0.18 とする。
	39. 銅、鉛、亜鉛の精錬の 用に供する焼結炉 1～ ～1	—	0.15 0.15	0.15 0.15	Os		

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は 排出ガス量(湿り)で 単位は万 Nm ³ /h)	上乗せ 基準 (g/Nm ³)	一般排出基準(g/Nm ³)				備 考
			~S57.5.31 設置	S57.6.1~ 設置	On (%)	Onの扱い	
・溶 鋳 炉 ・ 転 炉 ・ 溶 解 炉 ・ 乾 燥 炉	40. 銅、鉛、亜鉛の精錬の 用に供する溶鋳炉	—	0.15	0.15	Os		
	41. 銅、鉛、亜鉛の精錬の 用に供する転炉	—	0.15	0.15	Os		
	1 ~ ~ 1	—	0.15	0.15			
	42. 銅、鉛、亜鉛の精錬の 用に供する溶解炉	—	0.10	0.10	Os		
4 ~ 1 ~ 4 ~ 1	—	0.20 0.30	0.20 0.20				
43. 銅、鉛、亜鉛の精錬の 用に供する乾燥炉	—	0.10	注 1) 0.15	0.15	16	直接熱風 乾燥炉は Os	
4 ~ 1 ~ 4 ~ 1	0.20 —	0.30 0.30	0.20 0.20				
18 反 応炉	44. 活性炭の製造の用に供 する反応炉	—	0.30	0.30	6		
20 電 解炉	45. アルミニウムの製錬の 用に供する電解炉	—	0.05	0.05	Os		
21 焼 成炉 ・溶 解 炉	46. 燐等の製造の用に供す る焼成炉	—	0.15	0.15	15		
	47. 燐等の製造の用に供す る溶解炉	—	0.20	0.20	Os		
23 乾 燥 炉 ・ 焼 成 炉	48. トリポリリン酸ナトリウム の製造の用に供する乾 燥炉	—	0.10	0.10	16	直接熱風 乾燥炉は Os	
	4 ~ 1 ~ 4 ~ 1	0.10 0.20 —	0.10 0.10 0.10	0.10 0.10 0.10			
	49. トリポリリン酸ナトリウム の製造の用に供する焼 成炉	—	0.15	0.15	15		
24 溶 解 炉	50. 鉛の第二次精錬等の製 造の用に供する溶解炉	—	0.10	0.10	Os		
	4 ~ 1 ~ 4 ~ 1	—	0.20 0.20	0.20 0.20			
	51. 鉛蓄電池の製造の用に 供する溶解炉	—	0.10	0.10	Os		
4 ~ 1 ~ 4 ~ 1	—	0.15 0.15	0.15 0.15				
26 溶 解 炉 ・ 反 射 炉 ・ 反 応 炉	52. 鉛系顔料の製造の用に 供する溶解炉	—	0.10	0.10	Os		
	4 ~ 1 ~ 4 ~ 1	—	0.15 0.15	0.15 0.15			
	53. 鉛系顔料の製造の用に 供する反射炉	—	0.10	0.10	Os		
54. 鉛系顔料の製造の用に 供する反応炉	—	—	—	6	鉛酸化物 の製造の 用に供する ものは Os		
4 ~ 1 ~ 4 ~ 1	—	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05				

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は 排出ガス量(湿り)で 単位は万 Nm ³ /h)	上乗せ 基準 (g/Nm ³)	一般排出基準(g/Nm ³)				備 考
			～S57.5.31 設置	S57.6.1～ 設置	On (%)	Onの扱い	
28 コークス炉	55. コークス炉	—	0.15	0.15	7		
29 ガスタービン	56. ガスタービン	—	0.05	0.05	16		昭和63年1月31日以前に設置された施設及び専ら非常用の施設については当分の間適用を猶予する。
30 ディーゼル機関	57. ディーゼル機関	—	0.10	0.10	13		
31 ガス機関	58. ガス機関	—	0.05	0.05	0		
32 ガソリン機関	59. ガソリン機関	—	0.10	0.10	0		専ら非常用の施設については当分の間適用を猶予する。

備考

- この表の「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C：補正後のばいじんの濃度 (g / Nm³)

O_n：標準酸素濃度 (%)

O_s：排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s：排出ガス中のばいじんの実測値 (g / Nm³) (JIS Z 8808による。)

なお、標準酸素濃度 O_n が O_s の施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C=C_sとする。

- 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれていないものとする。
- ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- 上乗せ基準適用地域にあっては、「上乗せ基準」と「一般排出基準」のいずれか厳しい基準が適用される。
- 「上乗せ基準」は標準酸素濃度による補正は行わない。

表 2-4 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準（規則別表第 3）

物質の種類	施設の種類	一般排出基準 (mg/Nm ³)	上乗せ基準 (mg/Nm ³)
1. カドミウム 及びその化合物	令別表第 1 の 9 の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに 14 の項及び 15 の項に掲げる施設	1.0	0.5
2. 塩素	令別表第 1 の 16 の項から 19 の項までに掲げる施設	30	5
3. 塩化水素	令別表第 1 の 16 の項から 19 の項までに掲げる施設	80	10
	令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉	700（注 1）	—
4. 弗素、弗化水素 及び弗化珪素	令別表第 1 の 9 の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21 の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに 22 の項及び 23 の項に掲げる施設	10	2.5
	令別表第 1 の 20 の項に掲げる電解炉	1.0 (3.0)	1.0 (2.5)
	令別表第 1 の 21 の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15	2.5
	令別表第 1 の 21 の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20	2.5
	令別表第 1 の 4 の項に掲げる転炉、5 の項に掲げる溶解炉（アルミニウムの精錬又は鑄造の用に供するものに限る。）、9 の項に掲げる施設のうち石こうの製造の用に供する焼成炉、11 の項に掲げる乾燥炉（石こうの製造の用に供するものに限る。）並びに 21 の項に掲げる施設	—	2.5
5. 鉛及びその化合物	令別表第 1 の 9 の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20	10（注 2）
	令別表第 1 の 14（鉛を原材料として使用するもの）の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに 24 の項から 26 の項までに掲げる施設	10	—
	令別表第 1 の 14 の項に掲げる焼結炉及び溶鉛炉	30	—

（注 1） 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする（廃棄物焼却炉に限る。）。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg / Nm³)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

C_s : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg / Nm³) (JIS K 0107 による)

（注 2） 排出ガス量 1 万 Nm³ / h (湿り) 以上のものに限る。

表 2-5 窒素酸化物の排出基準（規則別表第3の2）

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は排気ガス量(湿り)で単位は万Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)								備考	
		On (%)	施設設置年月日								
			~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~		
1 ボ イ ラ ー	1. ガス専焼 ボイラー	5	50~	130	130	100	60	60	60	60	
	10~50		130	130	100	100	100	100	100	100	
	4~10		130	130	130	100	100	100	100	100	
	1~4		150	150	130	130	130	130	130	130	
	~1		150	150	150	150	150	150	150	150	
	2. 固体燃焼 ボイラー	6	70~	400	300	300	300	300	300	200	
	50~70		420	300	300	300	300	300	250		
	20~50		420	350	300	300	300	300	250		
	4~20		450	350	300	300	300	300	250		
	0.5~4		450	380	350	350	350	350	350		
~0.5	480	480	480	380	380	350	350				
ただし、以下の施設の規模及び設置年月日についてはその基準を適用する。										注1) S58.9.10において専焼のもの。 注2) S56.9.10の設置より350とする。 注3) 火炉熱発生率 586,047kJ(14万kcal)/ Nm ³ h以上のみ。	
(石炭専焼・流動層燃焼方式) 1~4						注1)380					
0.5~1						注1)390					
(石炭燃焼・散布式ストーカ型) 4~10							320	320			
(流動層燃焼方式) ~4							注2)360	350			
(低品位炭専焼火炉分割壁型放射加熱器付) 注3) 50~			550								
(上記以外低品位炭専焼) 30~			480								
(石炭燃焼、上記以外接線型チルチングバーナー) 100~			430								
(石炭専焼、前面燃焼方式、自然循環型)注3) 20~25			450								

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は排気ガス量(湿り)で単位は万Nm ³ /h)	On (%)	排出基準 (ppm)						備考	
			施設設置年月日							
			~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31		S62.4.1 ~
3. 液体燃焼 ボイラー (原油タール燃焼・排脱硫付) 50~100 10~50 4~10 1~4 ~1 (原油タール燃焼・前記を除く) 50~ 10~50 4~10 1~4 ~1 (排脱硫付・原油タールを除く) 50~100 10~50 4~10 1~4 ~1 (前記液体ボイラーすべてを除く) 50~ 10~50 4~10 1~4 ~1	4									液体燃焼ボイラーでS52.9.9までに設置された排ガス量が0.5万Nm ³ /h未満の過負荷燃焼型は当分の間適用しない。 注1)S52.9.10の設置より180とする。 注2)S52.9.10の設置より180とする。 注3)S52.9.10の設置より180とする。 注4)S52.9.10の設置より180とする。
		210	180	150	130	130	130	130		
		210	180	150	150	150	150	150		
		280	180	150	150	150	150	150		
		280	280	150	150	150	150	150		
		280	280	280	注1)280	180	180	180		
		180	180	150	130	130	130	130		
		190	180	150	150	150	150	150		
		250	180	150	150	150	150	150		
		250	250	150	150	150	150	150		
		250	250	250	注2)250	180	180	180		
		210	180	150	130	130	130	130		
		210	180	150	150	150	150	150		
		210	180	150	150	150	150	150		
		250	250	150	150	150	150	150		
		280	280	280	注3)280	180	180	180		
		180	180	150	130	130	130	130		
		190	180	150	150	150	150	150		
		190	180	150	150	150	150	150		
		230	230	150	150	150	150	150		
	250	250	250	注4)250	180	180	180			
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満かつ 燃焼能力50L/h以上) 液体燃料 固体燃料	前各項と同様	-	-	-	-	~S60.9.9	S60.9.10 ~H2.9.9	H2.9.10 ~	ガス、灯油、軽油又はA重油を燃焼させるものは、当面適用しない。	
						-	300	260		
						-	350	350		

※ボイラー（発電を目的として設置されているものに限る）は、「千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」（p.28）に基づき指導基準を設定しています。

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は排気ガス量(湿り)で単位は万Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					備考	
		On (%)	施設設置年月日					
			～ S48.8.9	S48.8.10 ～ S50.12.9	S50.12.10 ～ S52.6.17	S52.6.18 ～ S54.8.9		S54.8.10 ～
2 ガス発生炉・加熱炉	4. ガス発生炉・加熱炉	7	注1)170	注1)170	注1)170	注1)170	150	注1)水素ガスの製造の用に供するガス発生炉(天井バーナー方式のもの)は360とする。
3 焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	5. 焙焼炉	14	250	250	250	250	220	注1)排ガス量が1万Nm ³ /h未満は540とする。 注2)排ガス量が1万Nm ³ /h未満は300とする。 注3)排ガス量が1万Nm ³ /h未満は350とする。
	6. 焼結炉 (ガス燃焼・ペレット焼成炉) (前記以外・ペレット焼成炉) (ペレット焼成炉を除く)	10～	540	540	540	注1)220	220	
		1～10	300	300	300	注2)220	220	
		～1	260	260	260	220	220	
7. 煨焼炉 (アルミナの製造の用に供する煨焼炉) (前記を除く煨焼炉)	10	350	350	350	注3)200	200		
		200	200	200	200	200		
4 溶鉱炉	8. 溶鉱炉	15	120	120	120	120	100	
5 溶解炉	9. 金属溶解炉 (キュポラを除く)	12	200	200	200	200	180	
6 加熱炉	10. 金属加熱炉 (ラジアントチューブ)	11	10～	200	200	100	100	100
		4～10	200	200	150	150	150	
		1～4	200	200	150	150	150	
		0.5～1	200	200	200	150	150	
		～0.5	200	200	200	180	180	
	11. 金属加熱炉 (鍛接鋼管用)	11	10～	—	—	100	100	100
		1～10	—	—	—	180	180	
		0.5～1	—	—	—	150	150	
		～0.5	—	—	—	180	180	
	12. 金属加熱炉 (前各項以外の加熱炉)	11	10～	160	160	100	100	100
		4～10	170	170	150	130	130	
		1～4	170	170	150	130	130	
0.5～1		170	170	170	150	150		
～0.5		200	200	200	180	180		

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は排気ガス量(湿り)で単位は万Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					備 考			
		On (%)	施設設置年月日							
			~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9		S54.8.10 ~		
7 加熱炉	13. 石油加熱炉 10 ~ 4 ~ 10 1 ~ 4 0.5 ~ 1 ~ 0.5	6	170 注 1)170 注 2)180 注 4)180 200	170 注 1)170 注 2,3)170 注 4)180 200	100 100 150 180 200	100 100 130 150 180	100 100 130 150 180	注 1)エチレン独立過熱炉又はメタノール改質炉のうち空気予熱器を有するものは430とする。 注 2)エチレン分解炉・炉床式バーナを有するものは280とする。 注 3)前記注 2)以外のエチレン分解炉及び注 1)の施設は180とする。 注 4)排脱硫付は190とする。		
8 触媒再生塔	14. 触媒再生塔	6	300	300	300	300	250			
8の2 燃焼炉	15. 燃焼炉	8	300	300	300	300	250			
9 焼成炉・溶融炉	16. 石灰焼成炉 (ガス燃焼のロータリーキルン)	15	300	300	300	300	250	注 1)専ら酸素を用いて燃焼を行うものについては、標準酸素濃度補正式に補正項(1/4)を乗ずる。(表下の備考1参照) 注 2)専ら酸素を用いて燃焼を行うもの。		
	17. セメント焼成炉 (湿式) 10 ~ ~ 10 (湿式を除く) 10 ~ ~ 10	10	— —	— —	250 —	250 350	250 350			
		18. 耐火レンガ、耐火物原料製造用焼成炉	18	450	450	450	450		400	
	19. 板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉	注 1)15	400	400	400	400	360			
	20. 光学ガラス、フリット電気ガラス製造用溶融炉	注 1)16	900	900	900	900	800			
		注 2)800	注 2)800	注 2)800	注 2)800	注 2)800	注 2)800			
	21. その他のガラス溶融炉	注 1)15	500	500	500	500	450			
22. 前各項以外の焼成炉溶融炉	15	200	200	200	200	180				
10 反応炉・直火炉	23. 反応炉・直火炉 (硫酸カリウムの製造用反応炉) (硫酸製造用反応炉でNO _x を触媒とするもの) (その他の反応炉・直火炉)	6	250 注 1)700 200	250 注 1)700 200	250 注 1)700 200	250 注 1)700 200	180 180 180	注 1)On=15とする。		
		11 乾燥炉	24. 乾燥炉	16	250	250	250	250	230	

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は排気ガス量(湿り)で単位は万Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)						備 考
		On (%)	施設設置年月日					
			~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~	
13 廃棄物 焼却炉	25. 浮遊向転燃焼式焼却炉(連続炉に限る) 4 ~ ~ 4	12	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	注 1)ニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアノ化合物若しくはこれら誘導体を製造若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。
	26. 特殊廃棄物焼却炉 注 1)(連続炉に限る) 4 ~ ~ 4	12	300 900	300 900	300 900	250 900	250 700	
	27. 前二項以外の廃棄物焼却炉 (連続炉に限る) 4 ~ ~ 4 (連続炉以外) 4 ~	12	300 300 —	300 300 —	300 300 —	250 300 250	250 250 250	
14 (銅、鉛、亜鉛) 焙焼炉・ 焼結炉・ 溶鉱炉・ 溶解炉・ 乾燥炉	28. 焙焼炉	14	250	250	250	250	220	
	29. 焼結炉	15	300	300	300	300	220	
	30. 亜鉛の精錬の用に供する溶鉱炉のうち鉱滓処理炉(石炭又はコークスを燃料及び還元剤として使用するものに限り) (亜鉛の精錬の用に供する溶鉱炉のうち立型蒸留炉)		450	450	450	450	450	
	31. 前項以外の溶鉱炉		230	230	230	230	100	
	32. 銅の精錬の用に供する溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするものに限り)	12	120	120	120	120	100	
	33. 前項以外の溶解炉		330	330	330	330	330	
	34. 乾燥炉	16	200	200	200	200	180	
18 反応炉	35. 活性炭製造用 反応炉	6	200	200	200	200	180	
21 焼成炉・ 溶解炉	36. 磷等の製造用 焼成炉	15	200	200	200	200	180	
	37. 磷等の製造用 溶解炉		650	650	650	650	600	
23 乾燥炉・ 焼成炉	38.トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉	16	200	200	200	200	180	
	39. トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉	15	200	200	200	200	180	
24 溶解炉	40. 鉛の二次精錬等の 溶解炉	12	200	200	200	200	180	
25 溶解炉	41. 鉛蓄電池製造用の 溶解炉	12	200	200	200	200	180	

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は排気ガス量(湿り)で単位は万 Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					備考
		On (%)	施設設置年月日				
			~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S54.8.9	
26 溶解炉・ 反射炉・ 反応炉	42. 鉛系顔料製造用の溶解炉	注 1)12	200	200	200	200	注 1) 鉛酸化物の製造の用に供するものは On=Os 注 2) 鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するものは On=Os
	43. 鉛系顔料製造用の反射炉	15	200	200	200	200	
	44. 鉛系顔料製造用の反応炉	注 2)6	200	200	200	200	
27 硝酸製造	45. 硝酸製造施設	Os	200	200	200	200	
28 コークス炉	46. コークス炉	7					注 1) オットー型は当分の間適用しない。
	10 ~ ~ 10		注 1)350 注 1)350	注 1)350 注 1)350	200 注 1)350	170 170	

令別表第一の施設	施設の種類 (下欄の数字は排気ガス量(湿り)で単位は万 Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					備考	
		On (%)	施設設置年月日					
			~ S63.1.31	S63.2.1 ~ H1.7.31	H1.8.1 ~ H3.1.31	H3.2.1 ~ H6.1.31		H6.2.1 ~
29 ガスタービン	47. ガス専焼 ガスタービン	16					S63.1.31 以前に設置された施設及び専ら非常用の施設については、当分の間適用を猶予する。	
	4.5 ~ ~ 4.5		— —	70 90	70 70	70 70		70 70
30 ディーゼル機関	48. 液体燃焼 ガスタービン	16						S63.1.31 以前に設置された施設及び専ら非常用の施設については、当分の間適用を猶予する。
	4.5 ~ ~ 4.5		— —	100 120	100 100	70 70		
31 ガス機関	49. ディーゼル機関 (シリンダー内径 400mm 以上)	13					専ら非常用の施設については、当分の間適用を猶予する。	
	(シリンダー内径 400mm 未満)		— —	1,600 950	1,400 950	1,200 950		
32 ガソリン機関	50. ガス機関	0	2,000	2,000	2,000	1,000		600
	51. ガソリン機関	0	2,000	2,000	2,000	1,000		600

※ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関は、「千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」(p.28)に基づき指導基準を設定しています。

備考

- この表に掲げる窒素酸化物の濃度は、次の式により算出された濃度とする（濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。）。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C：補正後の窒素酸化物の濃度（ppm）

O_n：標準酸素濃度（%）

O_s：排出ガス中の酸素の濃度（%）（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）

C_s：排出ガス中の窒素酸化物の実測値（ppm）（JIS K 0104による。）

なお、専ら酸素を用いて燃焼を行う板ガラス又はガラス繊維製造用溶融炉、光学ガラス、電気ガラス又はフリット製造用溶融炉、その他ガラス溶融炉にあっては、次の式により算出された濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s \times \frac{1}{4}$$

鉛酸化物製造用の溶解炉、鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供する反応炉及び硝酸製造施設にあっては C=C_sとする。

- この表の1の項（ボイラーの項）のうち、燃料を混焼させる場合にあっては、気体－気体は気体、気体－液体は液体、固体－液体は固体燃料の排出基準を通用する。
- 「過負荷燃焼型ボイラー」とは、炉筒煙管式又は水管式のボイラーであって、次式により算出した燃焼室熱負荷が、2,093,025kJ（50万kcal）/m³h以上のものをいう。

$$\text{燃焼室熱負荷 [kcal/m}^3\text{h]} = G_f \times H_l / V$$

ただし、G_f：燃料使用量 [kg (Nm³) /h]

H_l：燃料の低位発熱量 [kcal/kg (Nm³)]

V：燃料室容積 [m³]

【参考】小型ボイラーの規制基準について

小型ボイラーとは、伝熱面積が10m²未満で、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上のボイラーをいい、ばい煙の種類によっては、排出基準が当分の間適用されないものがあります。

ばい煙の種類	排出基準			備考
	施設設置年月日			
	～ S60.9.9	S60.9.10 ～ H2.9.9	H2.9.10 ～	
硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	— (※1)	K値規制適用		※1 総量規制基準及び燃料使用基準は昭和62年9月10日から適用されている
ばいじん (g/Nm ³)	—	—	—	ガス、灯油、軽油又はA重油を燃焼させるもの 上記以外のもの ※2 規則別表第2の2から6までの項に掲げる種類ごとに最小規模のものに係る値が適用
窒素酸化物 (ppm)	—	—		ガス、灯油、軽油又はA重油を燃焼させるもの
		350		固体燃料を燃焼させるもの
		300	260	上記以外のもの

（－：当分の間、適用されない）

2-4 硫黄酸化物の総量規制等

法改正により、多数の煙源が集中している千葉市全域が硫黄酸化物の総量規制に係る「指定地域」に指定されたことに伴い、原燃料使用量を所定の方法により重油の量に換算したものの合計の使用量が500 L/h以上の工場又は事業場（特定工場等）については総量規制基準を、50 L/h以上500 L/h未満の事業所については燃料使用基準を、それぞれ適用することが昭和51年8月20日に千葉県より告示され、同年10月1日から施行されました。

その後、昭和63年1月29日に新たに適用施設としてガスタービンとディーゼル機関を、平成3年1月31日にガス機関とガソリン機関を、それぞれ加えた総量規制基準が告示され、各々昭和63年2月1日と平成3年2月1日から施行されました。

千葉市においては、「硫黄酸化物に係る総量規制基準」（昭和63年千葉県告示第65号）及び「硫黄酸化物に係る燃料使用基準」（昭和63年千葉県告示第66号）の的確な運用を図るため、「千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱」を定め、平成4年4月1日から施行しています。

工場又は事業場で、原燃料使用量の重油換算量（合計）が50 L/h以上のものは、法の届出とは別に、「千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱」に基づく計画書の提出が必要です。提出は、法に基づく届出と同時に行います。

同要綱の対象となる工場・事業場に係る基準については下記（1）及び（2）、原燃料の重油への換算については（3）、その他硫黄酸化物について定められている基準は（4）のとおりです。

（1）総量規制基準（法第5条の2第1項及び第3項）

ア 適用する工場・事業場

千葉市内における一の工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（適用施設）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、500 L/h以上である工場又は事業場（特定工場等）

※専ら非常時（停電時、災害時及び事故時）において用いられる非常用施設（ガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関）は、適用施設から除外

イ 総量規制基準（特別の総量規制基準）

$$Q = 3.3 W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{(W + W_i)^{0.88} - W^{0.88}\}$$

Q 特定工場等において排出が許容される硫黄酸化物の量（Nm³/h）

W 基準日（別表参照）前から設置されているすべての適用施設（設置の工事が着手された施設を含む。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（重油換算 kL/h）

W_i 基準日以降新たに設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量と、基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以降に構造等の変更がなされたすべての適用施設（基準日前に変更の工事が着手されたものを除く。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料のうち当該変更により増加する原料及び燃料の量とを合計した量（重油換算 kL/h）

別表

区分	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設	基準日
1	令別表第1の1の項から14の項まで、18の項、21の項、23の項から26の項まで及び28の項に掲げるばい煙発生施設で、この表の2の項に掲げるものを除く。	昭和51年10月1日
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの	昭和60年9月10日
3	令別表第1の29の項及び30の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	昭和63年2月1日
4	令別表第1の31の項及び32の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	平成3年2月1日

ウ 排出の制限

特定工場等の事業者は、当該特定工場等に設置されているすべての適用施設から定格稼動時（当該特定工場等に設置されているすべての適用施設に係る原料・燃料の使用量を常時的に把握することの可能な特定工場等にあつては、通常最大稼動時）に排出される硫黄酸化物の合計量を、総量規制基準に適合させなければなりません。

(2) 指定地域における燃料使用基準（法第15条の2第3項）

ア 適用する工場・事業場

千葉市内における一の工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（適用施設）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、50 L/h 以上 500 L/h 未満である工場又は事業場（燃料使用基準適用工場等）

※専ら非常時（停電時、災害時及び事故時）において用いられるもの（非常用施設）は、適用施設から除外

イ 燃料使用基準

燃料の種類	工場又は事業場の区分	使用する燃料の硫黄含有率の計容限度
重油その他の石油系燃料	50 L/h 以上 200 L/h 未満	0.8 %
	200 L/h 以上 500 L/h 未満	0.6 %

ウ 使用に関する制限

燃料使用基準適用工場等の事業者は、当該燃料使用基準適用工場等に設置されているすべての適用施設において使用する石油系燃料中の硫黄含有率（複数の石油系燃料を使用する燃料使用基準適用工場等においては、各石油系燃料を重油の量に換算したのち、加重平均して得られる硫黄含有率）を燃料使用基準適用工場等ごとに燃料使用基準に適合させなければなりません。

(3) 燃料・原料の量の重油の量への換算値(表2-2及び窒素酸化物総量規制の換算値とは異なる)

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (換算値 リットル)	圧縮率	原料の種類	原料の量	重油の量 (換算値 リットル)
重油	1リットル	1.0	—	焼結原料	1キログラム	0.23
原油		0.95	—			
軽油		0.95	—	FCCに投入される石 油	1リットル	0.075
ナフサ		0.90	—			
灯油		0.90	—			
石炭	1キログラム	0.66	—	硫黄回収装置で回収 される硫黄	1キログラム	0.82
液化天然ガス		1.3	1/10	ガラス原料(芒硝を使 用するものに限る)		
液化石油ガス		1.2	1/2			
都市ガス		1.3	1/2	その他(上記以外のも の) (備考) 一般廃棄物については、当分の間1キログラムあた り重油(硫黄含有率0.35%、比重0.9)0.4リットル に相当するものとして取り扱うものとする。	硫黄分により換算する。	
ナフサ分解ガス		1.1	1/2			
コークス炉ガス		1.1	1/2			
転炉ガス		0.16	1/3			
高炉ガス		0.065	1/3			
天然ガス		1.3	1/10			
オフガス		1.1	1/3			
副生油	1リットル	0.94	—			
その他 (上記以外の もの)	発熱量により換算する。 (標準重油は比重0.9、 9,000kcal/L)					

※表2-2の換算値(ばい煙発生施設の規模要件の判定のための重油換算)(p.5)及び窒素酸化物の総量規制(p.27)に係る換算値とは異なる。

(4) その他(季節による燃料使用基準(法第15条第3項))

ア 適用する工場・事業場

施行令別表第4第2号の2に定める区域(次のとおり)に設置されている工場又は事業場

千葉市の区域のうち、穴川町、穴川一丁目から穴川四丁目まで、轟町一丁目から轟町五丁目まで、弥生町、松波一丁目から松波四丁目まで、弁天三丁目、弁天四丁目、弁天町、黒砂台三丁目まで、黒砂一丁目から黒砂四丁目まで、緑町一丁目、緑町二丁目、春日一丁目、春日二丁目、登戸四丁目、登戸五丁目、汐見丘町、新千葉一丁目から新千葉三丁目まで、登戸町一丁目から登戸町三丁目まで、幸町一丁目、幸町二丁目、千葉港、椿森一丁目から椿森六丁目まで、祐光一丁目から祐光四丁目まで、道場北一丁目、道場北二丁目、道場南一丁目、道場南二丁目、鶴沢町、東本町、旭町、亀井町、亀岡町、要町、院内一丁目、院内二丁目、本町一丁目から本町三丁目まで、栄町、中央一丁目から中央四丁目まで、市場町、富士見一丁目、富士見二丁目、本千葉町、長洲一丁目、長洲二丁目、新町、新田町、新宿一丁目、新宿二丁目、新宿町一丁目、新宿町二丁目、神明町、港町、問屋町、出洲港、亥鼻一丁目から亥鼻三丁目まで、葛城一丁目から葛城三丁目まで、千葉寺町、寒川町一丁目から寒川町三丁目まで、末広一丁目から末広五丁目まで及び稲荷町の区域

※ 区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

イ 燃料使用基準

使用する燃料の硫黄含有率の計容限度	適用期間
1.0 %	毎年11月1日～翌年3月31日

※「大気汚染防止法に基づく燃料使用基準」(昭和47年千葉県告示第867号)

2-5 測定義務・立入検査等

ばい煙排出者は、そのばい煙発生施設において排出基準・総量規制基準が定められているばい煙に係る**ばい煙量・ばい煙濃度を測定し、その結果を規則様式第7(p.87参照。ただし、常時測定の場合を除く。)**に記録して**3年間保存**しておかなければなりません(計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による登録をした者(環境計量証明事業所)からばい煙量等の測定結果等について証明する旨を記載した証明書(計量証明書)の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、規則様式第7の記録に代えることができ、その場合は当該証明書を3年間保存しなければなりません。)

測定結果の未記録、虚偽の記録及び未保存は、罰則の対象となります。

測定方法は、硫黄酸化物にあつては規則別表第1備考に、ばいじんにあつては規則別表第2備考に、有害物質(窒素酸化物を除く。)にあつては規則別表第3備考に、窒素酸化物にあつては規則別表第3の2備考に、それぞれ規定されています。

測定項目は、当該施設に排出基準が適用される項目で、測定項目ごとに表2-7のとおり測定頻度が規定されています。

また、市職員は、ばい煙排出者が排出基準を守っているかどうかを確認するため、必要な事項の報告を求めたり、工場・事業場に立ち入ったりすることができます。

表2-7 ばい煙の測定頻度(規則第15条)

項目	ばい煙発生施設の種類		測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10Nm ³ /h以上のばい煙発生施設	特定工場等に設置されている施設	常時
		上記以外の施設	2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
ばいじん	①	ボイラーのうちガスを専焼させるもの(触媒再生塔に附属するものを除く。)、ガスタービン、ガス機関	5年に1回以上
		ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であつて水素の製造能力が1,000Nm ³ /h未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)及び燃料電池用改質器	
		排出ガス量が4万Nm ³ /h未満のばい煙発生施設(①及び廃棄物焼却炉を除く。)並びに焼却能力が4,000kg/h未満の廃棄物焼却炉	
有害物質(窒素酸化物を除く。)	②	①及び②以外のばい煙発生施設	年2回以上(1年間につき継続して6か月以上休止しているばい煙発生施設については年1回以上)
		①以外のばい煙発生施設	2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
		①・②以外のばい煙発生施設	2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
窒素酸化物	①	排出ガス量が4万Nm ³ /h未満のばい煙発生施設	年2回以上(1年間につき継続して6か月以上休止しているばい煙発生施設については年1回以上)
		ガス発生炉及び加熱炉のうち、「水蒸気改質方式の改質器であつて水素の製造能力が1,000Nm ³ /h未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)及び燃料電池用改質器」	5年に1回以上
		排出ガス量が4万Nm ³ /h未満のばい煙発生施設(①を除く。)	年2回以上(1年間につき継続して6か月以上休止しているばい煙発生施設については年1回以上)
窒素酸化物	③	①・②以外のばい煙発生施設	2か月を超えない作業期間ごとに1回以上
		①・②以外のばい煙発生施設	2か月を超えない作業期間ごとに1回以上

2-6 事故時の措置

ばい煙発生施設を設置している者や、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（特定物質：以下の 28 物質）を発生する施設（特定施設）を工場若しくは事業場に設置している者は、故障、破損その他の事故が起こり、ばい煙又は特定物質が多量に排出されたとき、排出者は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに事故の状況を市長に通報しなければなりません（石油コンビナート等災害防止法の規定による通報をした場合を除く。）。

ただし、電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法に規定する特定施設であるばい煙発生施設又は特定施設は適用除外とされ、それぞれ電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによります。

【特定物質】

(1)アンモニア、(2)弗化水素、(3)シアン化水素、(4)一酸化炭素、(5)ホルムアルデヒド、(6)メタノール、(7)硫化水素、(8)燐化水素、(9)塩化水素、(10)二酸化窒素、(11)アクロレイン、(12)二酸化いおう、(13)塩素、(14)二硫化炭素、(15)ベンゼン、(16)ピリジン、(17)フェノール、(18)硫酸（三酸化硫黄を含む。）、(19)弗化珪素、(20)ホスゲン、(21)二酸化セレン、(22)クロルスルホン酸、(23)黄燐、(24)三塩化燐、(25)臭素、(26)ニッケルカルボニル、(27)五塩化燐、(28)メルカプタン

事故時において市に通報するときは、以下の連絡先まで通報してください。通報後、必要に応じ、市職員が法に基づく立入検査を行います。

【平日 昼間】 千葉市環境局環境保全部環境規制課

電話 043 (245) 5189

【夜間・休日】 千葉市警備員室

電話 043 (245) 3070

※担当職員が折り返し事業所に電話し、状況の確認を行います。

なお、市長は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置をとるようを命ずることができます。

2-7 緊急時の措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがある場合として、令第 11 条に定める事態が発生したときは、ばい煙の排出量の減少について協力を求められます。

また、重大緊急時の要件に該当する事態になったときは、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限等、必要な措置をとるべきことを命じられる場合があります。この命令に従わない場合は、罰せられます。

2-8 窒素酸化物に係る指導（要綱による指導）

2-8-1 排出総量の指導（千葉市窒素酸化物対策指導要綱）

多数の煙源が集中し、窒素酸化物排出量の多い千葉市においては、窒素酸化物に起因する大気の汚染を防止するため、「千葉市窒素酸化物対策指導要綱」を定め、平成 4 年 4 月 1 日から

施行しています。

工場又は事業場で、原燃料使用量の重油換算量（合計）が 2 kL/h (2,000 L/h) 以上のも
のは、法の届出とは別に、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく計画書の提出が必要で
す。 提出は、法に基づく届出と同時に行います。

同要綱の対象となる工場・事業場に係る基準については下記（１）、原料の重油への換算に
ついては（２）、燃料の重油への換算については（３）、燃料の換算量に対して適用施設ごとに
乗ずる係数については（４）のとおりです。

（１）指導基準

ア 適用する工場・事業場

千葉市内における一の工場又は事業場に設置されているすべての窒素酸化物に係るば
い煙発生施設（適用施設）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の
量を重油の量に換算したものの合計が、2 kL/h 以上である工場又は事業場（対象工場等）
※専ら非常時（停電時、災害時及び事故時）において用いられる非常用施設（ガスタービン及びディーゼ
ル機関並びにガス機関及びガソリン機関）は、適用施設から除外

イ 指導基準

$$Q = 1.86 W^{0.95} + 1.31 W_i^{0.95}$$

Q 排出が許容される窒素酸化物の量 (Nm³/h)

W 基準日（別表参照）前から設置されているすべての適用施設（設置の工事が着手された施設を含む。）
を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（重油換算 kL/h）

W_i 基準日以降新たに設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合において使用される原料
及び燃料の量と、基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以降に構造等の変更がなされたす
べての適用施設（基準日前に変更の工事が着手されたものを除く。）を定格能力で運転する場合におい
て使用される原料及び燃料のうち当該変更により増加する原料及び燃料の量とを合計した量（重油換算
kL/h）

別表

区分	窒素酸化物に係るばい煙発生施設	基準日
1	令別表第 1 の 1 の項から 15 の項まで、18 の項、19 の項に掲げる施設のうち光窒素化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いて窒素化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設、21 の項に掲げる施設のうち焼成炉及び溶解炉、23 項に掲げる施設のうち乾燥炉及び焼成炉及び 24 の項から 28 の項までに掲げるばい煙発生施設で、この表の 2 の項に掲げるものを除く。	昭和 58 年 4 月 1 日
2	令別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が 10 平方メートル未満のもの	昭和 60 年 9 月 10 日
3	令別表第 1 の 29 の項及び 30 の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	昭和 63 年 2 月 1 日
4	令別表第 1 の 31 の項及び 32 の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	平成 4 年 4 月 1 日

ウ 排出の制限

対象工場等の事業者は、当該対象工場等に設置され通常稼動しているすべての適用施設から通常最大稼動を行った時に排出される1時間当たりの窒素酸化物の合計量を、指導基準以下にするものとします。

(2) 原料の量の重油の量への換算値 (表2-2及び硫黄酸化物総量規制の換算値とは異なる)

原料の種類	原料の量	重油の量 (単位リットル)
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1キログラム	0.48
重油換算の必要なその他の原料	1キログラム	当該原料 1 キログラムの処理に伴い発生する平均的な窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油 (1リットル当たりの発熱量 9,000 kcal、窒素含有率 0.15%、比重 0.9) の量

※表2-2の換算値 (ばい煙発生施設の規模要件の判定のための重油換算) (p.5) 及び硫黄酸化物の総量規制 (p.23) に係る換算値とは異なる。

(3) 燃料の量の重油の量への換算値 (表2-2及び硫黄酸化物総量規制の換算値とは異なる)

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位リットル)
重油 (B及びC重油)	1リットル	1
A重油	1 "	0.95
軽油	1 "	0.95
灯油	1 "	0.90
原油	1 "	0.95
ナフサ油	1 "	0.90
液化石油ガス	1キログラム	1.2
液化天然ガス	1 "	1.3
石炭	1 "	0.85
都市ガス	1 "	1.3
その他の燃料	1リットル (固体燃料又は気体燃料にあつては1キログラム)	当該燃料の量 1 リットル (固体燃料又は気体燃料にあつては 1 キログラム) 当たりの発熱量を有する重油 (1リットル当たりの発熱量は、9,000 kcal とする。) の量

※表2-2の換算値 (ばい煙発生施設の規模要件の判定のための重油換算) (p.5) 及び硫黄酸化物の総量規制 (p.23) に係る換算値とは異なる。

(4) 適用施設係数

下表の適用施設の種類欄に掲げる適用施設において使用される燃料については、(3)により換算した量に当該適用施設の種類ごとに、それぞれ下表の係数の欄に掲げる係数を乗ずるものとします。

適用施設の種類	係数	
石炭専焼ボイラー	3.1	
ガラス製造の用に供する熔融炉 (タンク炉に限る。)	板ガラス	5.8
	電気ガラス	15.1
	その他	7.1
ガスタービン	2.0	
ディーゼル機関	20.0	
ガス機関	3.0	
ガソリン機関	3.0	
施設係数の必要なその他の施設	ばい煙発生施設の排出の特性を考慮して設定する。	

2-8-2 発電ボイラー・ガスタービン等に関する指導

(千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱)

発電機の動力又はこれと併せてその廃熱を利用し、蒸気や温水を得るための内燃機関として用いられるガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関が、工場や事業場に設置される件数が増加しています。これらの定置型内燃機関の窒素酸化物の排出基準は法で定められていますが、用途が類似するボイラーと比較し窒素酸化物の排出量が多く、かつ排出口の高さが比較的低いいため、二酸化窒素の環境濃度の局地的悪化が懸念されます。また、これらは工業地域や都市地域に多く立地される傾向があります。

そこで、平成4年4月に、内燃機関に関して「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」を定め、窒素酸化物の排出を抑制してきました。

また、平成7年4月の電気事業法の改正により、一般企業が卸供給事業者として電気事業へ新規参入できることになったことにより、窒素酸化物の増加が予想されたため、卸供給事業に係る発電用ボイラー等の指導基準設定も含めた要綱の改正を行い、名称を「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」と変え、平成8年4月から施行しました。

さらに、平成28年6月の電気事業法の改正により発電事業への新規参入が容易になるとともに、ガス機関等の大型化・高効率化が進んできたことから、発電事業用のガス機関等に係る指導基準を設定するための要綱改正を行い、平成30年7月25日から施行しています。

指導基準は以下のとおりです。

(1) (2) 及び (3) 以外の指導基準

施設の種類	指導基準
発電ボイラー	40 ppm
ガスタービン	20 ppm
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	200 ppm
ガソリン機関	200 ppm

(2) 発電事業者指導基準（発電ボイラー及びガスタービン）

施設の種類	指導基準		
	定格出力（万 kW）		
	5 未満	5 以上 15 未満	15 以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

(3) 発電事業者指導基準（ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関）

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	40 ppm
ガソリン機関	200 ppm

2-9 条例による届出

法による定めのほか、「千葉市環境保全条例」に規定する特定施設を設置しようとする者又は特定作業を実施しようとする者は、当該特定施設を設置しようとする日又は当該特定作業を開始しようとする日の 60 日前までに、必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければなりません。構造等の変更をしようとする場合も同様です。

届出が必要な特定施設は表 2-8、特定作業は表 2-9 (p.30) のとおりです。

表 2-8 特定施設の種類（千葉市環境保全条例施行規則別表第 1）

番号	特定施設の種類
1	食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)乾燥施設 (2)粉碎施設 (3)たん白質分解施設
2	繊維工業(衣類その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)樹脂加工施設 (2)漂白施設 (3)植毛施設 (4)製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって次に掲げるもの (1)タール又はアスファルト合浸施設 (2)吹付塗装施設 (3)くん蒸施設 (4)漂白施設 (5)切断施設 (6)粉碎施設 (7)研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)グラビア印刷施設 (2)金属版印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)反応施設 (2)精製施設 (3)抽出施設 (4)電解施設 (5)重合施設 (6)蒸発濃縮施設 (7)乾燥施設 (8)培焼施設 (9)粉碎施設 (10)造粒施設 (11)混合施設 (12)分解施設 (13)合成施設 (14)蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)加硫施設 (2)混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)粉碎施設 (2)磨砕施設 (3)混合施設 (4)熔融施設 (5)焼成施設 (6)乾燥施設 (7)研磨施設 (8)選別施設 (9)解綿用施設 (10)紡織用施設 (11)切断施設 (12)切削施設 (13)剪断加工用プレス施設 (14)穿孔施設 (15)粉体用コンベアー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)非鉄金属熔融施設 (2)溶融めっき施設 (3)電気めっき施設 (4)酸洗施設 (5)エッチング施設 (6)吹付塗装施設 (7)乾燥焼付施設 (8)粉碎施設 (9)配合施設 (10)電解施設 (11)精練施設 (12)研磨施設 (13)粉体用コンベアー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1)吹付塗装施設 (2)乾燥焼付施設 (3)電気めっき施設 (4)貝がら粉碎施設 (5)鶏ふんの乾燥施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、同条第 9 項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第 10 項に規定する特定粉じん発生施設
- 2 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 13 条第 1 項に規定する特定施設
- 3 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物

表 2-9 特定作業の種類（千葉市環境保全条例施行規則別表第 2）

番号	特定作業の種類
1	ブラスト又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする品物の製造
3	農薬または化学肥料の製造
4	貝灰の製造
5	綿の製造又は再生
6	金属箔又は金属粉の製造
7	石綿、岩綿、鉍さい綿又は石膏の製造又は加工
8	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
9	動物質廃棄物の焼却作業
10	溶剤又はラバーメントを用いるゴム製品の製造又は加工
11	ドライクリーニング
12	畜産食料品の製造
13	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
14	動植物油の精製
15	油かんその他の空きかんの再生
16	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
17	金属の圧延又は熱処理
18	自動車(道路交通法第 2 条第 9 号に規定する自動車をいう。)を解体する作業
19	紙又はパルプの製造
20	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
21	たん白質の加水分解
22	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
23	1 の項から 22 の項までに掲げる作業のほか、製造、加工、精製、又は修理の工程においてアンモニア、ふっ素化合物、シアン化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、塩化水素、窒素酸化物、アクロレイン、亜硫酸ガス、塩素、二酸化炭素、ベンゼン、硫酸(三酸化いおうを含む)、ホスゲン、クロルスルホン酸、臭素、メルカプタン、一酸化炭素、よう素、トルエン、フェノール又はピリジンを使用し、又は発生させる作業

備考 別表第 1 に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。

3 揮発性有機化合物の排出規制・指導

3-1 揮発性有機化合物（VOC）とは

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するため、原因物質の一つである「揮発性有機化合物」（VOC：Volatile Organic Compounds）の排出及び飛散の抑制に係る規制が、平成18年4月1日から始まりしました。

揮発性有機化合物とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因とならない物質として、メタン等の8物質については除外）であり、現在、日本においては、約200種類の揮発性有機化合物に該当する物質が広く使用されていると推計されています。揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策は、排出の規制と事業者が自主的に行う取組みとを適切に組み合わせて効果的に実施することとされています。

揮発性有機化合物に該当する主な物質の名称は、表3-1（p.32）のとおりです。

3-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限

法では、9の項目に分けて、一定規模以上の施設を「揮発性有機化合物排出施設」として定めています。

市内において揮発性有機化合物排出施設を設置又は変更しようとする者は、設置又は変更しようとする日の60日前までに、市長に所定の事項を届け出なければなりません。市長は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。

揮発性有機化合物排出施設の設置又は変更は、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、実施できません。

届出が必要な揮発性有機化合物排出施設は、表3-2（p.33）のとおりです。

3-3 基準遵守義務、改善命令・使用停止命令

揮発性有機化合物排出者は、排出基準を遵守する義務があります。また、これに違反する者に対し、市長は、揮発性有機化合物の処理の方法の改善等や使用の一時停止を命ずることができます。

揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、施設の種類ごとに、表3-2（p.33）のとおり定められています。

3-4 測定義務・立入検査等

揮発性有機化合物排出者は、施設から排出される揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録して3年間保存しておかなければなりません。

測定方法は、「揮発性有機化合物濃度の測定法」（平成17年環境省告示第61号）によります。測定の回数は、年1回以上となっています。

また、市職員は、揮発性有機化合物排出者が排出基準を守っているかどうかを確認するため、必要な事項の報告を求めたり、工場・事業場に立ち入ったりすることができます。

表3-1 揮発性有機化合物（VOC）に該当する主な物質

No.	物質の名称	No.	物質の名称
1	トルエン	51	イソホロン
2	キシレン	52	シクロヘキサノン
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	53	エタノール
4	酢酸エチル	54	メチルシクロペンタン
5	デカン	55	酢酸ビニル
6	メタノール	56	3-メチルヘキサン
7	ジクロロメタン	57	2,3-ジメチルブタン
8	メチルエチルケトン	58	2,2-ジメチルブタン
9	n-ブタン	59	メチルシクロヘキサン
10	イソブタン	60	イソプロピルセロソルブ
11	トリクロロエチレン	61	1,2-ジクロロエタン
12	イソプロピルアルコール	62	塩化ビニル
13	酢酸ブチル	63	テトラフルオロエチレン
14	アセトン	64	エチルベンゼン
15	メチルイソブチルケトン	65	クメン
16	ブチルセロソルブ	66	クロロエタン
17	n-ヘキサン	67	トリクロロエタン
18	n-ブタノール	68	アクリロニトリル
19	n-ペンタン	69	テトラヒドロフラン
20	cis-2-ブテン	70	エチレングリコールモノメチルエーテル
21	イソブタノール	71	n-プロピルブロマイド
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	72	メタクリル酸メチル
23	テトラクロロエチレン	73	1,3-ブタジエン
24	シクロヘキサン	74	1,1-ジクロロエチレン
25	酢酸プロピル	75	2,4-ジメチルペンタン
26	trans-2-ブテン	76	酸化プロピレン
27	エチルセロソルブ	77	クロロホルム
28	ウンデカン	78	臭化メチル
29	ノナン	79	ジペンテン
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	80	1-ヘプテン
31	2-メチルペンタン	81	1,4-ジオキサン
32	エチレングリコール	82	アセトニトリル
33	2-メチル-2-ブテン	83	塩化アリル
34	エチルシクロヘキサン	84	アクリル酸
35	テトラリン	85	イソプレン
36	メチルアミルケトン	86	アセトアルデヒド
37	メチルn-ブチルケトン	87	1,2-ジクロロプロパン
38	クロロメタン	88	メチルセロソルブアセテート
39	ベンジルアルコール	89	エチレンオキシド
40	シクロペンタノン	90	o-ジクロロベンゼン
41	2-メチル-1-ブテン	91	クロロベンゼン
42	n-ヘプタン	92	ギ酸メチル
43	ビスクロヘキシル	93	トリエチルアミン
44	N,N-ジメチルホルムアミド	94	3-メチルヘブタン
45	trans-2-ペンテン	95	フェノール
46	cis-2-ペンテン	96	ナフタレン
47	スチレン	97	アクリル酸メチル
48	N-メチル-2-ピロリドン	98	シクロヘキシルアミン
49	エチルセロソルブアセテート	99	ホルムアルデヒド
50	ベンゼン	100	エピクロロヒドリン

注1: 本表は平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注2: 物質名には通称を含む。

表 3-2 揮発性有機化合物排出施設の種類及び排出基準（令別表第 1 の 2 ・規則別表第 5 の 2）

揮発性有機化合物排出施設の種類		規模要件	排出基準（※）	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が 1 時間当たり 3,000 立方メートル以上のもの	600 ppmC	
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が 1 時間当たり 100,000 立方メートル以上のもの	自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）の製造の用に供するもの	（新規施設） 400 ppmC
				（既存施設） 当分の間 700 ppmC
			上記以外のもの	700 ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 10,000 立方メートル以上のもの	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000 ppmC
			上記以外のもの	600 ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 1 時間当たり 5,000 立方メートル以上のもの	1,400 ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 15,000 立方メートル以上のもの	1,400 ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 7,000 立方メートル以上のもの	400 ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が 1 時間当たり 27,000 立方メートル以上のもの	700 ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 平方メートル以上のもの	400 ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000 キロリットル以上のもの	60,000 ppmC （既設の貯蔵タンクは、当分の間、容量が 2,000 キロリットル以上のものが適用対象）	

※既存施設とは、平成 18 年 4 月 1 日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

3-5 緊急時の措置

揮発性有機化合物を排出し、又は飛散させる者は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがある場合として、令第 1 条に定める事態が発生したときは、揮発性有機化合物の排出量の減少について協力を求められます。

また、重大緊急時の要件に該当する事態になったときは、揮発性有機化合物排出者は、揮発性有機化合物濃度の減少、揮発性有機化合物排出施設の使用の制限等、必要な措置をとるべきことを命じられる場合があります。この命令に従わない場合は、罰せられます。

3-6 条例による自主的取組の促進

市では、法第17条の3に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組みを促進するため、「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」(VOC条例)を制定し、平成20年4月1日から施行しました。

各年4月1日に揮発性有機化合物排出事業者である者は、各年度の7月末日までに、自主的取組計画書を市長に提出しなければなりません。また、自主的取組計画書を提出した者は、翌年度の7月末日までに、その実績を記載した実績報告書を市長に提出しなければなりません。提出された自主的取組計画書及び実績報告書の内容は、公表されます。

計画書の提出が必要な揮発性有機化合物排出事業者とは、その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者です。自主的取組対象施設は、表3-3のとおりです。

なお、市内事業者が自主的取組を行うに当たっては、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針」に留意してください。この指針の対象には、旧炭化水素対策指導要綱の対象施設(給油取扱所及び移動タンク貯蔵所)も含まれています。

表3-3 自主的取組対象施設の種類
(千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則別表)

自主的取組対象施設の種類		規模要件
1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの(次の項に掲げるものを除く。) イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
4	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物(以下「高揮発性有機化合物」という。)の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限り、密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第5条第2項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。)が500キロリットル以上のもの
6	高揮発性有機化合物を消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。)の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの

4 粉じんの規制

4-1 粉じんとは

「粉じん」とは、物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいいます。このうち、法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在は石綿（アスベスト）を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

4-2 一般粉じん発生施設

4-2-1 設置・変更の届出

法では、5の項目に分けて、一定規模以上の施設を「一般粉じん発生施設」として定めています。

市内において一般粉じん発生施設を設置又は変更しようとする者は、あらかじめ、市長に所定の事項を届け出なければなりません。

届出が必要な一般粉じん発生施設は、表4-1（p.36）のとおりです。

4-2-2 基準遵守義務、基準適合命令・使用停止命令

一般粉じん発生施設の設置者は、構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守する義務があります。また、これに違反する者に対し、市長は、当該基準への適合や一時使用停止を命ずることができます。

4-2-3 立入検査等

市職員は、一般粉じん発生施設の設置者が基準を守っているかどうかを確認するため、必要な事項の報告を求めたり、工場・事業場に立ち入ったりすることができます。

4-2-4 条例による届出

法による定めのほか、「千葉市環境保全条例」に規定する特定施設を設置しようとする者又は特定作業を実施しようとする者は、当該特定施設を設置しようとする日又は当該特定作業を開始しようとする日の60日前までに、必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければなりません。構造等の変更をしようとする場合も同様です。

届出が必要な特定施設は表2-8（p.29）、特定作業は表2-9（p.30）のとおりです。

表4-1 一般粉じん発生施設の種類の種類及び基準（令別表第2・規則別表第6）

一般粉じん発生施設の種類の種類	規模要件	構造並びに使用及び管理に関する基準
1 コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2 鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によつて散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によつて散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4 破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
5 ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 3 散水設備によつて散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

4-3 特定粉じん発生施設

法では、9の項目に分けて、一定規模以上の施設を「特定粉じん発生施設」として定めており、設置・変更の届出及び計画変更命令、敷地境界基準（※）の遵守義務及び改善命令等並びに特定粉じんの測定義務等を規定しています。

※敷地境界基準（工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の許容限度）・・・1リットルにつき石綿繊維10本

4-4 特定粉じん排出等作業

4-4-1 解体等工事に係る調査及び説明等

法では、特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料）が使用されている建築物等を解体し、又は改造・補修する作業を「特定粉じん排出等作業」と定めています。また、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を「特定工事」といいます。特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材）に係る特定粉じん排出等作業を「届出対象特定工事」といいます。

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（解体等工事）の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて書面及び目視（必要に応じ分析）による調査*を行うとともに、解体等工事の発注者に調査の結果等を記載した書面を交付して説明しなければなりません。調査の結果、解体等工事が特定工事や届出対象特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の方法等の詳細な説明も必要です。

解体等工事の自主施工者も同様に調査を行わなければなりません。

調査の記録は、解体等工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

※令和5年10月1日からは、調査を適切に行うために必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者等）による調査が義務化されます。

また、元請業者又は自主施工者は、調査の記録の写しを解体等工事の現場に備え置き、かつ、公衆の見やすいところに調査結果等を掲示しなければなりません。

4-4-2 調査結果の行政への報告（令和4年4月1日施行）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の有無に関わらず、事前調査結果を行政に報告しなければなりません。

【規模要件】

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事：床面積の合計が80m²以上
 - ・建築物を改造、補修する作業を伴う建設工事：請負金額の合計額が100万円以上
 - ・工作物*を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事：請負金額の合計額が100万円以上
- ※環境大臣が定めるものに限る。

【報告内容】

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か（該当しないと判断した場合はその根拠）、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

【報告方法】

国が新たに整備する電子システム（石綿障害予防規則に基づく報告と共通のシステム）

4-4-3 実施の届出、計画変更命令

市内で行われる届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、市長に所定の事項を届け出なければなりません。市長は、その内容を審査し、当該作業が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、計画の変更を命ずることができます。

なお、特定粉じん排出等作業の開始の日とは、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではありません。除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日を指します。

4-4-4 作業基準遵守義務、作業基準適合命令・作業停止命令

特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守する義務があります。また、これに違反する者に対し、市長は、作業基準への適合や作業の一時停止を命ずることができます。また、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。

特定粉じん排出等作業の作業基準は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、表4-2（p.39）のとおり定められています。

4-4-5 作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を特定工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

自主施工者も、作業に関する記録を作成し、特定工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

4-4-6 立入検査等

市職員は、解体等工事の発注者、元請業者又は自主施工者に対し、必要な事項の報告を求めたり、解体等工事に係る建築物等の場所に立ち入ったりすることができます。

4-4-7 要綱による指導

市では、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、「千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱」を制定し、平成18年3月1日から施行しています。

届出対象特定工事の受注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前、実施中及び終了後において、それぞれ1回以上大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録するとともに、作業記録として特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真を撮影しなければなりません。また、届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は届出対象特定工事の終了後、速やかに、当該測定結果及び作業記録を石綿濃度測定結果等報告書により、市長に提出しなければなりません。

表 4-2 特定粉じん排出等作業の作業基準（規則第 16 条の 4・別表第 7）

1 作業基準（全作業共通）	
1	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。</p> <p>イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>ロ 特定工事の場所</p> <p>ハ 特定粉じん排出等作業の種類</p> <p>ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間</p> <p>ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p> <p>ヘ 特定粉じん排出等作業の方法</p> <p>ト 第十条の四第二項各号に掲げる事項</p>
2	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。</p> <p>イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。</p> <p>(1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日及び届出先</p> <p>(3) 第十条の四第二項第三号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項</p>
3	<p>特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。</p>
4	<p>特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。</p>
5	<p>特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。</p>
6	<p>前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
2 作業基準（作業の種類ごと）	
特定粉じん排出等作業の種類	作業基準
1 令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は 5 の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 八一二二に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要</p>

		<p>な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合にお</p>

	いて、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。
--	--

5 水銀の排出規制

5-1 水銀の排出規制について

「水銀に関する水俣条約」の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成30年4月1日から改正大気汚染防止法が施行され、水銀等の排出に係る規制が始まりました。

本規制は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀の大気排出量をできる限り抑制することを目的としています。このため、排出基準の性格や測定値の評価等については、大気汚染防止法における従来の大気汚染物質の規制の在り方とは異なった取扱いとなっています。

5-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限

法では、9の項目に分けて、一定規模以上の施設を「水銀排出施設」を定めています。

市内において水銀排出施設を設置又は変更しようとする者は、設置又は変更をしようとする日の60日前までに、市長に所定の事項を届け出なければなりません。市長は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。

水銀排出施設の設置又は変更は、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、実施できません。

届出が必要な水銀排出施設は、表5-1（p.43）のとおりです。

5-3 基準遵守義務、改善命令

水銀排出者は、排出基準を遵守する義務があります。また、これに違反する者に対し、市長は、水銀等の処理の方法の改善等や使用の一時停止、水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを命ずることができます。

水銀排出施設の排出基準は、施設の種類ごとに、表5-1（p.43）のとおり定められています。

表 5-1 水銀排出施設の種類及び排出基準（規則別表第 3 の 3）

項	水銀排出施設の種類	規模要件	排出基準（注 1） （ $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）	
			既存施設 （注 2）	新規施設
1	小型石炭混焼ボイラー	令別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	15 (On=6%)	10 (On=6%)
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	令別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	10 (On=6%)	8 (On=6%)
3	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 (一次施設)	銅又は工業金	30	15
4	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 (一次施設)	鉛又は亜鉛	50	30
5	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 (二次施設)	銅、鉛又は亜鉛	400	100
6	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 (二次施設)	工業金	50	30
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	令別表第 1 の 9 の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	80（注 3） (On=10%)	50 (On=10%)
8	廃棄物焼却炉	令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物処理法施行令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 10 号、第 11 の 2 号、第 12 号若しくは第 13 の 2 号に掲げる施設であって、火格子面積が 2 平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第 7 条第 5 号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	50 (On=12%)	30 (On=12%)
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等	廃棄物処理法施行令第 6 条第 1 項第 2 号ホ（2）若しくは同令第 6 条の 5 第 2 号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	100 (On=12%)	50 (On=12%)

（注 1）既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が 5 割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

（注 2）平成 30 年 4 月 1 日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

（注 3）原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ とする。

備考

- 1 一次精錬とは、硫化鉱の重量割合が 50%以上である原料・材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量割合が 50%以上である原料・材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 2 水銀濃度の測定結果の基準との適否については、表中 1、2、7～9 の項については下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行い、それ以外の施設については補正しない（熱源として電気を使用する施設も補正はしない。）。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、 O_n 、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C : 酸素濃度 O_n における水銀濃度 ($\mu\text{g} / \text{Nm}^3$)

O_n : 標準酸素濃度 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したもの ($\mu\text{g} / \text{Nm}^3$)

5-4 測定義務・立入検査等

水銀排出者は、施設から排出される水銀濃度を測定し、その結果を規則様式第7の2（p.90参照）に記録して3年間保存しておかなければなりません（計量法第107条の規定による登録をした者（環境計量証明事業所）から水銀等の測定結果等について証明する旨を記載した証明書（計量証明書）の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、規則様式第7の2の記録に代えることができ、その場合は当該証明書を3年間保存しなければなりません。）。

測定結果の未記録、虚偽の記録及び未保存は、罰則の対象となります。

測定方法は、「排出ガス中の水銀測定法」（平成28年環境省告示94号）によります。

測定の回数は、施設の規模及び種類ごとに表5-2のとおり規定されています。

また、市職員は、水銀排出者が排出基準を守っているかどうかを確認するため、必要な事項の報告を求めたり、工場・事業場に立ち入ったりすることができます。

表5-2 水銀の測定頻度（規則第16条の12）

番号	施設の規模及び種類	測定回数
1	排出ガス量が4万 Nm ³ /h 以上の水銀排出施設 (3及び4の項に該当する施設を除く)	4 か月を超えない作業期間ごとに1回以上
2	排出ガス量が4万 Nm ³ /h 未満の水銀排出施設 (3及び4の項に該当する施設を除く)	6 か月を超えない作業期間ごとに1回以上
3	専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
4	専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

なお、排出基準の適否は、ガス状水銀と粒子状水銀をそれぞれ測定し、その濃度の合計により判断します。測定結果が排出基準を超えた場合は、水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定（試料採取を含む。）を実施し（※）、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値により評価をします。

※排出基準の1.5倍を超える場合は測定の結果を得てから30日以内、1.5倍以下の場合は同日から60日以内に3回以上の再測定を実施して、結果を得ること

【粒子状水銀の測定の省略について】

連続する3年の間において、構造等の変更届出がなく、また継続して定期測定を行い、下記のア～ウのいずれかを満たす場合は、粒子状水銀の測定を省略できます。ただし、省略の条件を満たすことが確認できた場合であっても、その時点から3年を超えない期間に1回以上の頻度でガス状水銀及び粒子状水銀の測定を行い、継続して条件を満たしていることの確認が必要です。

ア 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること

イ 測定結果の年平均が $50 \mu\text{g} / \text{Nm}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの

ウ 測定結果の年平均が $50 \mu\text{g} / \text{Nm}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ粒子状水銀の濃度が $2.5 \mu\text{g} / \text{Nm}^3$ 未満であるもの

5-5 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

水銀排出施設を除く水銀等の排出量が相当程度多い施設（要排出抑制施設）を設置している者は、当該施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及び評価を公表しなければなりません。なお、要排出抑制施設は、表5-3のとおりです。

表5-3 要排出抑制施設（令別表第4の2）

項	施設の種類
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

6 指定物質の排出抑制

6-1 指定物質とは

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものを「有害大気汚染物質」といい、該当する可能性のある物質として248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として次の23種類がリストアップされています。

【有害大気汚染物質（優先取組物質）】

(1) アクリロニトリル、(2) アセトアルデヒド、(3) 塩化ビニルモノマー、(4) 塩化メチル、(5) クロム及び三価クロム化合物、(6) 六価クロム化合物、(7) クロロホルム、(8) 酸化エチレン、(9) 1, 2-ジクロロエタン、(10) ジクロロメタン、(11) 水銀及びその化合物、(12) ダイオキシシン類、(13) テトラクロロエチレン、(14) トリクロロエチレン、(15) トルエン、(16) ニッケル化合物、(17) ヒ素及びその化合物、(18) 1, 3-ブタジエン、(19) ベリリウム及びその化合物、(20) ベンゼン、(21) ベンゾ [a] ピレン、(22) ホルムアルデヒド、(23) マンガン及びその化合物

*: ダイオキシシン類はダイオキシシン類対策特別措置法に基づき対応している

このうち、未然防止の観点から、早急に排出抑制を行わなければならない物質を「指定物質」といい、以下の3物質が指定されています。

【指定物質】

(1) ベンゼン、(2) トリクロロエチレン、(3) テトラクロロエチレン

6-2 排出の抑制

法では、11の項目に分けて、一定規模以上の施設を「指定物質排出施設」として定め、それぞれに対し「指定物質抑制基準」を設定しています。

指定物質排出施設及び指定物質抑制基準は、表6-1 (p.48) のとおりです。

表 6-1 指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

(令別表第 6・平成 9 年環境庁告示第 5 号・第 6 号)

1 ベンゼンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応

指定物質排出施設	指定物質抑制基準の概要 (※)
1 ベンゼン（濃度が体積百分率 60 パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000 立方メートル以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 100 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上) 新設：100 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 50 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上)
2 原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100 mg/Nm ³ (特殊構造炉の適用除外あり) 新設：100 mg/Nm ³
3 ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上) 新設：100 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上)
4 ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：100 mg/Nm ³ 新設：50 mg/Nm ³
5 ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500 キロリットル以上のもの	浮屋根式のもの除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500 mg/Nm ³ (容量 1,000 kl 以上) 新設：600 mg/Nm ³
6 ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：200 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 100 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上) 新設：100 mg/Nm ³ (排ガス量 1,000 m ³ /h 以上 3,000 m ³ /h 未満) 50 mg/Nm ³ (排ガス量 3,000 m ³ /h 以上)

2 トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応

指定物質排出施設	指定物質抑制基準の概要 (※)
7 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000 立方メートル以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500 mg/Nm ³ 新設：300 mg/Nm ³
8 トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が 5 キロリットル以上のもの(密閉式のものを除く。)	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500 mg/Nm ³ 新設：300 mg/Nm ³
9 トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。)	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300 mg/Nm ³ 新設：150 mg/Nm ³
10 トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が 3 平方メートル以上のもの	既設：500 mg/Nm ³ 新設：300 mg/Nm ³
11 テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が 1 回当たり 30 キログラム以上のもの	密閉式のもの除外。 既設：500 mg/Nm ³ 新設：300 mg/Nm ³

※既設とは、平成 9 年 4 月 1 日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。

7 罰則

法の規定に違反した場合の罰則は、表7のとおりです。

表7 法の規定による罰則（抜粋）（法第33条～第37条）

対象施設	適用	罰則
ばい煙発生施設	計画変更命令等又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	排出（総量規制）基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	事故時の措置命令に違反した場合	(ただし、過失による排出基準違反の場合は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金)
	緊急時の措置命令に違反した場合	
	施設の設置若しくは変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	燃料使用基準適合命令に違反した場合	
	既設施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
	工事実施の制限に違反した場合	
	測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	
	報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	10万円以下の過料
氏名等の変更、施設の廃止若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合		
特定施設	事故時の措置命令に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30万円以下の罰金
揮発性有機化合物排出施設	計画変更命令等又は改善命令等に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	緊急時の措置命令に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	施設の設置若しくは変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	既設施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
	工事実施の制限に違反した場合	
	報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	10万円以下の過料
氏名等の変更、施設の廃止若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合		
一般粉じん発生施設	基準適合命令に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	施設の設置、変更若しくは既設施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金
	報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	
	氏名等の変更、施設の廃止若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料
特定粉じん排出等作業	計画変更命令又は作業基準適合命令に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	作業実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	特定建築材料の除去等の方法の規定に違反した場合	
	報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30万円以下の罰金
	事前調査結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合	
	緊急に行う必要があった場合の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料
水銀排出施設	計画変更命令又は改善命令に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	施設の設置若しくは変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	既設施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	工事実施の制限に違反した場合	30万円以下の罰金
	測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	
	報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	
	氏名等の変更、施設の廃止若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上表の違反行為（過料が規定されている違反行為を除く。）をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対しても該当条項の罰金刑が科されます（両罰規定）。

第2編 届出書の提出について

1 届出書の提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局環境保全部 環境規制課 大気班 電話 043 (245) 5189 (直通)

2 届出書の様式

各届出書の様式は第3章 (p.67) に記載しています。

また、千葉市ホームページから Word ファイルもダウンロードできます。

<大気汚染防止法関係>

http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/form_law.html

<千葉市環境保全条例関係>

http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/hozen_jourei_form_download.html

3 提出部数

各届出書とも、**正副2部**提出してください。

4 届出書作成時の注意事項 (全般的事項)

- (1) 届出者の名義は、法人にあっては法人の代表者 (代表取締役) であることが必要です。工場長・支店長等が届出者になる場合は、代表者からの委任状が必要です。
- (2) 添付書類は JIS の A4 の大きさに統一してください。A4 より大きいものは、A4 の大きさに折り、左閉じで開きやすいように折り込んでください。
- (3) 届出は施設ごとに行います。ただし、2 つ以上の施設であっても同一工場・事業場にあり、かつ、同一の施設については一つの届出書で済ますことができます。この場合は、施設に整理番号を付番した上で、施設ごとに数値等を記載してください。
- (4) 予備施設でほとんど使用しない見込みの施設であっても、届出は必要です。

5 届出の種類と届出の方法

5-1 ばい煙関係

5-1-1 ばい煙発生施設【大気汚染防止法】

(1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第6条第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第1 別紙1 別紙2 別紙3	①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図(立面・平面) ②ばい煙処理施設の構造とその寸法を記入した概要図(煙突だけの場合も、その概要図)(立面・平面) ③ばい煙発生及び処理に係わる操業の系統の説明概要図(工程図) ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑤煙道の排ガス測定孔(径は10cm程度)の設置箇所を示した図面 ⑥工場・事業場への案内図 ⑦緊急時における連絡方法(緊急連絡用の電話番号) ⑧ばい煙の発生に係わる原材料及び燃料の分析表 ⑨ばい煙の計算書
使用届 (法第7条第1項)	新たに施設に指定された日から 30日以内		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面 ③ばい煙の計算書 (※1・※3)
構造等変更届 (法第8条第1項)	工事着手の 60日前まで		
氏名等変更届 (法第11条)	変更のあった日から 30日以内	様式第4	(※2)
使用廃止届 (法第11条)	施設の使用を廃止した日から 30日以内	様式第5	(※3)
承継届 (法第12条第3項)	承継のあった日から 30日以内	様式第6	

- ※1 数値等が変更になる場合、変更前、変更後がわかるように対比する形で明示してください。また、変更前の数値は、前回届出値を記入してください。
- ※2 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長・支店長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。
- ※3 様式の欄外に、設置届又は使用届を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

(2) 届出時の注意事項

- 副本は、審査終了後にお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- ばい煙量、燃料比重は有効数字3桁で記入し、4桁以下を切り捨ててください。その他の数値については有効数字2桁まで記入してください。
- 硫黄酸化物量及び濃度並びに排出ガス量及び排出速度は計算によって記入して結構ですが、硫黄酸化物以外のばい煙濃度、排出口における排出ガス温度は設計値又は実測値（最大値）を記入してください。
- 別紙2、別紙3のうち、次の項目については、最大値、通常値を区別して記入してください。「原材料」の「1日の使用量」、「燃料又は電力」の「通常の使用量」、「補正された排出口の高さ He (m)」及び「排出速度」。
- 別紙2の「燃料中いおう分」の欄には保証できる値とし、これを超えることのない数値を記入してください。
- 別紙2、別紙3の「最大」の欄には施設の定格能力で運転するときの数値を記入してください。
- 複数のばい煙発生施設が1台の変圧器を共有しているときは、各ばい煙発生施設の電気容量を定格容量としてください。
- 煙突が集合煙突の場合、ばい煙量、排出ガス量、排出速度、補正高さは1施設のみ稼働したときを想定した数値を記入してください。
- 硫黄酸化物、ばいじん、有害物質、窒素酸化物の除外設備を共有している場合は、ばい煙発生施設の出口濃度に次の係数を乗じた数値を記入してください。

$$\text{係数} = 1 - \text{除じん効率} = \frac{\text{集じん機出口の量}}{\text{集じん機入口の量}}$$

- 「ばい煙濃度」は乾きガス量で計算してください。
- 「排出口の実高 H_0 (m)」にはメートル単位で排出口の地上からの高さとともに排出口の口径を $30\text{m} \times 0.8\phi\text{m}$ 、 $35\text{m} \times 1.0\phi\text{m}$ のように示してください。
- この届出に関する連絡先の電話番号、担当部課名を様式1の下欄に記入してください。
- 廃棄物焼却炉においては、焼却されるものを「原材料」としてください。助燃料が必要な場合はこれを「燃料」としてください。
- 煙突に笠がついている場合は、「補正された排出口の高さ He」には排出口の実高さを記入してください。
- 別紙2「ばい煙発生施設の使用の方法」及び別紙3「ばい煙の処理の方法」の排出ガス等の諸計算の方法は、次頁の計算書を参考にしてください。

大気汚染防止法に基づくばい煙計算書(液体・固体)

バーナー最大容量 $L_m = \underline{\hspace{2cm}} \text{ l/h (kg/h)}$
 バーナー通常容量 $L_n = \underline{\hspace{2cm}} \text{ l/h (kg/h)}$
 ($L_n / L_m = \underline{\hspace{2cm}}$)
 残存酸素濃度 $O_2 = \underline{\hspace{2cm}} \%$

燃料のいおう分 $S = \underline{\hspace{2cm}} \%$
 排出ガス温度 $t = \underline{\hspace{2cm}} \text{ }^\circ\text{C}$
 煙突の高さ $H_o = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$
 煙突の口径 $D = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$
 設置場所のK値 $K = \underline{\hspace{2cm}}$

燃料の高発熱量 $H_h = \underline{\hspace{2cm}} \text{ MJ/kg}$
 燃料の密度(液体の場合) $r = \underline{\hspace{2cm}}$
 燃料中の水分割合 $w = \underline{\hspace{2cm}}$
 燃料中の水素割合 $h = \underline{\hspace{2cm}}$

1. 排出ガス量

1) 低発熱量(真発熱量)

$$H_l = H_h - 2.5(9h+w) = H_h - 2.5(\underline{\hspace{1cm}} + \underline{\hspace{1cm}}) = \underline{\hspace{2cm}} \text{ MJ/kg}$$

2) 理論空気量及び理論湿りガス量

項目	a	ao	b	bo	単位
燃料の種類					
固体燃料	242	0.5	213	1.65	Nm ³ /kg
液体燃料	203	2.0	266	0	Nm ³ /kg

$$A_o = a \times \frac{H_l}{1000} + a_o = (\underline{\hspace{1cm}}) \times \frac{(\underline{\hspace{1cm}})}{1000} + (\underline{\hspace{1cm}}) = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{kg}$$

$$G_{ow} = b \times \frac{H_l}{1000} + b_o = (\underline{\hspace{1cm}}) \times \frac{(\underline{\hspace{1cm}})}{1000} + (\underline{\hspace{1cm}}) = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{kg}$$

3) 空気比(空気過剰係数)

$$m = \frac{21}{21 - O_2} = \frac{21}{21 - \underline{\hspace{1cm}}} = \underline{\hspace{2cm}}$$

4) 単位当たりの湿りガス量

$$G_w = G_{ow} + (m-1) \times A_o = \underline{\hspace{2cm}} + (\underline{\hspace{1cm}} - 1) \times \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{kg}$$

5) 単位当たりの乾きガス量

$$G_d = G_w - (11.2h + 1.24w) = (\underline{\hspace{1cm}}) - (\underline{\hspace{1cm}}) = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{kg}$$

湿り排ガス量(最大)

$$Q_{ow} = L_m \times r \times G_w = \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{h}$$

湿り排ガス量(通常)

$$Q'_{ow} = Q_{ow} \times (L_n / L_m) = \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{h}$$

乾き排ガス量(最大)

$$Q_{od} = L_m \times r \times G_d = \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{h}$$

乾き排ガス量(通常)

$$Q'_{od} = Q_{od} \times (L_n / L_m) = \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3/\text{h}$$

2. 排出速度

断面積

$$A = D^2 \times \pi / 4 = 0.785 \times D^2 = 0.785 \times (\underline{\hspace{1cm}})^2 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2$$

(角煙突の場合 $A = \underline{\hspace{1cm}} \times \underline{\hspace{1cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}^2$)

排出速度(最大)

$$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{273+t}{273} \times \frac{1}{3600} = \frac{\quad}{\quad} \times \frac{273+\quad}{273} \times \frac{1}{3600} = \quad \text{m / 秒}$$

排出速度(通常)

$$V' = V \times (Ln / Lm) = \quad \times \quad = \quad \text{m / 秒}$$

3. 煙突補正高さの計算(笠付きの場合: Ho = He = \quad m)

1) 速度による上昇高さ(最大)

$$Hm = \frac{1.36\sqrt{Q_{ow} \times V}}{100 + \frac{258}{V}} = \frac{1.36\sqrt{\quad \times \quad}}{100 + \frac{258}{\quad}} = \quad \text{m}$$

2) 係数 J(最大)

$$J = \frac{58.4}{\sqrt{Q_{ow} \times V}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{t-15} \right) + 1$$

$$= \frac{58.4}{\sqrt{\quad \times \quad}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{\quad}{\quad - 15} \right) + 1 = \quad$$

3) 浮力による上昇高さ(最大)

$$Ht = 5.89 \times 10^{-7} \times Q_{ow} \times (t-15) \times \left(2.30 \text{ Log } J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$= 5.89 \times 10^{-7} \times \quad \times (\quad - 15) \times \left(2.30 \text{ Log } \quad + \frac{1}{\quad} - 1 \right)$$

$$= \quad \text{m}$$

補正煙突高さ(最大)

$$He = Ho + 0.65 \times (Hm + Ht)$$

$$= \quad + 0.65 \times (\quad + \quad) = \quad \text{m}$$

4. 硫黄酸化物の排出量と K 値の適合状況

硫黄酸化物排出量(最大)

$$qm = Lm \times r \times S \times 0.007 = \quad \times \quad \times \quad \times 0.007 = \quad \text{Nm}^3 / \text{h}$$

硫黄酸化物排出量(通常)

$$qn = qm \times (Ln / Lm) = \quad \times \quad = \quad \text{Nm}^3 / \text{h}$$

硫黄酸化物濃度(最大)

$$q \text{ ppm} = \frac{qm \times 10^6}{Q_{od}} = \frac{\quad}{\quad} \times 10^6 = \quad \text{ppm}$$

硫黄酸化物濃度(通常)

$$q' \text{ ppm} = q \text{ ppm} = \quad \text{ppm}$$

硫黄酸化物許容排出量

$$qL = K \times 10^{-3} \times He^2 = \quad \times 10^{-3} \times (\quad)^2 = \quad \text{Nm}^3 / \text{h}$$

したがって、硫黄酸化物排出量(最大) $qm <$ 硫黄酸化物許容排出量 qL となって、基準に適合している。

大気汚染防止法に基づくばい煙計算書(気体燃料)

バーナー最大容量 $L_m =$ _____ Nm^3/h	燃料のいおう分 $S =$ _____ % (容量比)
バーナー通常容量 $L_n =$ _____ Nm^3/h	排出ガス温度 $t =$ _____ $^{\circ}\text{C}$
($L_n / L_m =$ _____)	煙突の高さ $H_0 =$ _____ m
残存酸素濃度 $\text{O}_2 =$ _____ %	煙突の口径 $D =$ _____ m
	設置場所のK値 $K =$ _____

燃料の組成(容量比)

$\text{H}_2 =$ _____ %	$\text{CO} =$ _____ %	$\text{CH}_4 =$ _____ %
$\text{C}_2\text{H}_4 =$ _____ %	$\text{C}_2\text{H}_6 =$ _____ %	$\text{C}_3\text{H}_6 =$ _____ %
$\text{C}_3\text{H}_8 =$ _____ %	$\text{C}_4\text{H}_8 =$ _____ %	$\text{C}_4\text{H}_{10} =$ _____ %
$\text{CO}_2 =$ _____ %	$\text{N}_2 =$ _____ %	$\text{O}_2 =$ _____ %

1. 排出ガス量

1) 理論空気量

$$\begin{aligned}
 A_o &= 2.38(\text{H}_2 + \text{CO}) + 9.52 \text{CH}_4 + 14.29 \text{C}_2\text{H}_4 + 16.67 \text{C}_2\text{H}_6 + 21.43 \text{C}_3\text{H}_6 \\
 &\quad + 23.81 \text{C}_3\text{H}_8 + 28.57 \text{C}_4\text{H}_8 + 30.95 \text{C}_4\text{H}_{10} - 4.76 \text{O}_2 \\
 &= 2.38 \left\{ \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} \right\} + 9.52 \frac{(\quad)}{100} + 14.29 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 16.67 \frac{(\quad)}{100} + 21.43 \frac{(\quad)}{100} + 23.81 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 28.57 \frac{(\quad)}{100} + 30.95 \frac{(\quad)}{100} - 4.76 \frac{(\quad)}{100} = \text{_____} \text{Nm}^3/\text{Nm}^3
 \end{aligned}$$

2) 理論湿りガス量

$$\begin{aligned}
 G_{ow} &= 2.88(\text{H}_2 + \text{CO}) + 10.52 \text{CH}_4 + 15.29 \text{C}_2\text{H}_4 + 18.17 \text{C}_2\text{H}_6 + 22.93 \text{C}_3\text{H}_6 \\
 &\quad + 25.81 \text{C}_3\text{H}_8 + 30.57 \text{C}_4\text{H}_8 + 33.45 \text{C}_4\text{H}_{10} + \text{CO}_2 + \text{N}_2 - 3.76 \text{O}_2 \\
 &= 2.88 \left\{ \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} \right\} + 10.52 \frac{(\quad)}{100} + 15.29 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 18.17 \frac{(\quad)}{100} + 22.93 \frac{(\quad)}{100} + 25.81 \frac{(\quad)}{100} + 30.57 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 33.45 \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} - 3.76 \frac{(\quad)}{100} \\
 &= \text{_____} \text{Nm}^3/\text{Nm}^3
 \end{aligned}$$

3) 理論乾きガス量

$$\begin{aligned}
 G_{od} &= 1.88 \text{ H}_2 + 2.88 \text{ CO} + 8.52 \text{ CH}_4 + 13.29 \text{ C}_2\text{H}_4 + 15.17 \text{ C}_2\text{H}_6 + 19.93 \text{ C}_3\text{H}_6 \\
 &\quad + 21.81 \text{ C}_3\text{H}_8 + 26.57 \text{ C}_4\text{H}_8 + 28.45 \text{ C}_4\text{H}_{10} + \text{CO}_2 + \text{N}_2 - 3.76 \text{ O}_2 \\
 &= 1.88 \frac{(\quad)}{100} + 2.88 \frac{(\quad)}{100} + 8.52 \frac{(\quad)}{100} + 13.29 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 15.17 \frac{(\quad)}{100} + 19.93 \frac{(\quad)}{100} + 21.81 \frac{(\quad)}{100} + 26.57 \frac{(\quad)}{100} \\
 &\quad + 28.54 \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} + \frac{(\quad)}{100} - 3.76 \frac{(\quad)}{100} = \text{ ______ } \text{ Nm}^3 / \text{ Nm}^3
 \end{aligned}$$

4) 空気比(空気過剰係数)(燃料中に CO、O₂ を含まないものに限る)

$$m = \frac{21}{21 - \text{O}_2} = \frac{21}{21 - \text{______}} = \text{______}$$

5) 単位当たりの湿りガス量

$$G_w = G_{ow} + (m-1) \times A_o = \text{______} + (\text{______} - 1) \times \text{______} = \text{______} \text{ Nm}^3 / \text{ Nm}^3$$

6) 単位当たりの乾きガス量

$$G_d = G_{od} + (m-1) \times A_o = \text{______} + (\text{______} - 1) \times \text{______} = \text{______} \text{ Nm}^3 / \text{ Nm}^3$$

湿り排ガス量(最大)

$$Q_{ow} = L_m \times G_w = \text{______} \times \text{______} = \text{______} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

湿り排ガス量(通常)

$$Q'_{ow} = Q_{ow} \times (L_n / L_m) = \text{______} \times \text{______} = \text{______} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

乾き排ガス量(最大)

$$Q_{od} = L_m \times G_d = \text{______} \times \text{______} = \text{______} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

乾きガス量(通常)

$$Q'_{od} = Q_{od} \times (L_n / L_m) = \text{______} \times \text{______} = \text{______} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

2. 排出速度

断面積

$$\begin{aligned}
 A &= D^2 \times \pi / 4 = 0.785 \times D^2 = 0.785 \times (\text{______})^2 = \text{______} \text{ m}^2 \\
 (\text{角煙突の場合 } A &= \text{______} \times \text{______} = \text{______} \text{ m}^2)
 \end{aligned}$$

排出速度(最大)

$$V = \frac{Q_{ow}}{A} \times \frac{273+t}{273} \times \frac{1}{3600} = \frac{\text{______}}{\text{______}} \times \frac{273+\text{______}}{273} \times \frac{1}{3600} = \text{______} \text{ m / 秒}$$

排出速度(通常)

$$V' = V \times (L_n / L_m) = \text{______} \times \text{______} = \text{______} \text{ m / 秒}$$

3. 煙突補正高さの計算(笠付きの場合 Ho = He = ______ m)

1) 速度による上昇高さ(最大)

$$H_m = \frac{1.36 \sqrt{Q_{ow} \times V}}{100 + \frac{258}{V}} = \frac{1.36 \sqrt{\text{______} \times \text{______}}}{100 + \frac{258}{\text{______}}} = \text{______} \text{ m}$$

2) 係数 J(最大)

$$J = \frac{58.4}{\sqrt{Q_{ow} \times V}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{t-15} \right) + 1$$

$$= \frac{58.4}{\sqrt{\quad \times \quad}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{\quad}{\quad - 15} \right) + 1 = \underline{\hspace{2cm}}$$

3) 浮力による上昇高さ(最大)

$$H_t = 5.89 \times 10^{-7} \times Q_{ow} \times (t-15) \times \left(2.30 \text{ Log } J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$= 5.89 \times 10^{-7} \times \quad \times (\quad - 15) \times \left(2.30 \text{ Log } \quad + \frac{1}{\quad} - 1 \right)$$

$$= \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$$

補正煙突高さ(最大)

$$H_e = H_o + 0.65 \times (H_m + H_t)$$

$$= \quad + 0.65 \times (\quad + \quad) = \underline{\hspace{2cm}} \text{ m}$$

4. 硫黄酸化物の排出量と K 値の適合状況

硫黄酸化物排出量(最大)

$$q_m = L_m \times S \times 0.01 = \quad \times \quad \times 0.01 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

硫黄酸化物排出量(通常)

$$q_n = q_m \times (L_n / L_m) = \quad \times \quad = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

硫黄酸化物濃度(最大)

$$q \text{ ppm} = \frac{q_m \times 10^6}{Q_{od}} = \frac{\quad}{\quad} \times 10^6 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ ppm}$$

硫黄酸化物濃度(通常)

$$q' \text{ ppm} = q \text{ ppm} = \underline{\hspace{2cm}} \text{ ppm}$$

硫黄酸化物許容排出量

$$qL = K \times 10^{-3} \times H_e^2 = \quad \times 10^{-3} \times (\quad)^2 = \underline{\hspace{2cm}} \text{ Nm}^3 / \text{ h}$$

したがって、硫黄酸化物排出量(最大) $q_m <$ 硫黄酸化物許容排出量 qL となって、基準に適合している。

5-1-2 硫黄酸化物総量規制適用施設【千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱】／
窒素酸化物総量規制適用施設【千葉市窒素酸化物対策指導要綱】

(1) 届出の種類・時期等

項目	計画書の種類	提出の時期	届出の要件
硫黄酸化物	様式第1 (適用施設設置 (使用・変更)計画書) 別紙1	ばい煙発生施設 設置(使用・変 更)の届出と同時	工場・事業場における硫黄酸化物 に係るばい煙発生施設の原燃料使 用量の合計が50 L/h 以上 (50~500 L/h …燃料使用基準適用工場等 500 L/h~ …総量規制基準特定工場等)
窒素酸化物	様式第1 (適用施設設置 (使用・変更)計画書) 別紙1		工場・事業場における窒素酸化物 に係るばい煙発生施設の原燃料使 用量の合計が2 kL/h (2,000 L/h) 以上 (環境の保全に関する細目協定書 を締結した事業所は除く)

(2) 届出時の注意事項

- 副本は、通知書とともにお返しします。

5-1-3 ばい煙に係る特定施設・特定作業【千葉市環境保全条例】

(1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
特定施設設置届 (条例第17条第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第1号 別紙1	①ばい煙又は粉じんの排出及び処理作業の系統概要説明書(図) ②ばい煙又は粉じんの量等に関する説明書 ③工場等の事業経歴書 ④工場等の組織図 ⑤敷地の周囲の見取図 ⑥ばい煙又は粉じんに係る特定施設の構造概要図 ⑦ばい煙又は粉じんの処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 ⑧敷地内の建物の配置図
特定施設使用届 (条例第19条第1項)	新たに施設に指定された日から 30日以内		
特定作業実施届 (条例第18条第1項) (条例第19条第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第2号 別紙1	①ばい煙又は粉じんの排出及び処理作業の系統概要説明書(図) ②ばい煙又は粉じんの量等に関する説明書 ③工場等の事業経歴書 ④工場等の組織図 ⑤ばい煙又は粉じんの特定作業の目的に係る施設の構造概要図 ⑥ばい煙又は粉じんの処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 ⑦敷地内の建物の配置図
	新たに施設に指定された日から 30日以内		
特定施設構造等変更届 (条例第20条第1項)	工事着手しようとするとき	様式第3号	①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面
特定作業施設等変更届 (条例第20条第1項)		様式第4号	
氏名等変更届 (条例第21条)	変更のあった日から 30日以内	様式第6号	(※1)
使用廃止届 (条例第21条)	施設の使用を廃止した日から 30日以内	様式第7号	
承継届 (条例第22条第3項)	承継のあった日から 30日以内	様式第8号	

※1 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

(2) 届出時の注意事項

- 副本は、審査終了後にお返しします。
- 設置届及び変更届の「着工予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。

5-2 揮発性有機化合物関係

5-2-1 揮発性有機化合物排出施設【大気汚染防止法】

(1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第17条の5第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第2の2 別紙1 別紙2	①揮発性有機化合物排出施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②揮発性有機化合物の処理施設の構造とその寸法を記入した概要図(※1) ③揮発性有機化合物の排出の方法を記載した書類(煙突等の排出場所を説明するもの) ④揮発性有機化合物の排出及び処理に係る操業の系統の説明概要図(工程図) ⑤揮発性有機化合物排出施設と揮発性有機化合物処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図 ⑥排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合、その場所を明記した書類 ⑦緊急時における連絡方法(緊急連絡用の電話番号) ⑧工場・事業場への案内図 ⑨送風機又は排風機の能力算定を記載した書類(※2)
使用届 (法第17条の6第1項)	新たに施設に 指定された日 から30日以内		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面(※3・※5)
構造等変更届 (法第17条の7第1項)	工事着手の 60日前まで		
氏名等変更届 (法第17条の13第2項)	変更のあった 日から30日 以内	様式第4	(※4)
使用廃止届 (法第17条の13第2項)	施設の使用を 廃止した日か ら30日以内	様式第5	(※5)
承継届 (法第17条の13第2項)	承継のあった 日から30日 以内	様式第6	

※1 排出ガスを処理施設において処理しない場合、添付は不要です。

※2 送風(排風)機の能力を合算、比例配分等で算定する場合には必要になります。ただし、揮発性有機化合物排出施設1に対し送風(排風)機1の場合、添付は不要です。

※3 数値等が変更になる場合、変更前、変更後がわかるように対比する形で明示してください。また、変更前の数値は、前回届出値を記入してください。

※4 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

※5 様式の欄外に、設置届又は使用届を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

(2) 届出時の注意事項

- 副本は、審査終了後にお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- 別紙1の「規模」の欄には、届出施設が該当する令別表第1の2の中欄の施設の下欄に掲げる規模について記載してください。
- 別紙1の「1日の使用時間及び月使用日数等」の欄には、当該施設を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載してください。「貯蔵タンク」については、常時貯蔵していない場合や、高揮発性VOCを貯蔵しているときとそれ以外の物質を貯蔵しているときの両方がある場合があるため、高揮発性VOCを貯蔵している日数を記載してください。
- 「使用する主な揮発性有機化合物の種類」の欄には、トルエン、キシレン等の物質名を記載します。当該VOCが石油類である場合は、物質名ではなく、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名を記載してください。
- 「揮発性有機化合物濃度」の欄には、「湿りガス濃度」を記載してください。
- 一施設で複数の排出口を有する場合のVOC濃度については、それぞれについて記載するのが原則ですが、以下のいずれかでも構いません。
 - ・施設の構造等から最高濃度のVOCを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口におけるVOC濃度
 - ・各排出口からのVOC濃度を排出ガス量で加重平均した濃度
- VOC濃度については、複数のVOC排出施設等から集合煙突を経て排出される場合であっても、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載してください。
- VOC濃度については、新たに設置する施設の場合には、計算により求めた濃度を記載してください。貯蔵タンク(排出ガス処理装置を設置しているものを除く。)の場合には、計算により求めたVOC濃度を記載してください。
- 環境大臣が定める測定法においては、試料の採取は、一工程でVOCの排出が不安定な時期には行わないこと、また、ごく短時間に限り特異的に高濃度の排出が生じる場合のVOCの濃度については、測定値から除外すること等を規定しているため、このような事態が想定されている場合には、参考事項の欄にその旨を記載してください。
- VOCの処理施設を設置しない場合には、様式第2の2の別紙2の届出は必要ありません。ただし、処理施設を設置しなくとも排出基準に適合できる旨を説明するため、VOCの含有量が少ない塗料等を使用する等のVOCの排出の抑制のために採っている方法を参考事項の欄に記載してください。

5-2-2 自主的取組計画書・実績報告書

【千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例】

(1) 報告の種類・時期等

報告の種類	報告の時期	報告様式	対象者等
自主的取組計画書 (条例第7条第1項) (条例第7条第2項) (条例第7条第3項)	各年度の 7月末日まで	様式第1号 その1～4 ※その4は 任意提出	①各年4月1日において揮発性有機化合物排出事業者である者が、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに ②揮発性有機化合物排出事業者である者が①の工場又は事業場以外の工場又は事業場について ③ ①・②以外のVOCを大気中に排出する者が工場又は事業場ごとに
自主的取組変更届出書 (条例第7条第4項)	遅滞なく	様式第2号 及び内容変更 のある様式	④自主的取組計画書を提出した者であって、自主的取組計画書の内容を変更した者
自主的取組実績報告書 (条例第8条)	翌年度の 7月末日まで	様式第3号 その1～4	⑤自主的取組計画書を提出した者

(2) 注意事項

- 計画書・報告書の提出に当たっては、以下の書類を参考にしてください。
 - ・千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づく届出の手引き（平成20年3月千葉市環境規制課）
 - ・千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例に基づく届出の手引き（VOC排出量算出編）（平成20年3月千葉市環境規制課）
 - ・千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針

5-3 粉じん関係

5-3-1 一般粉じん発生施設【大気汚染防止法】

(1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第18条第1項)	設置の前まで		①粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図 ②粉じん処理施設及び発じん防止のための装置(フード含む)の構造とその寸法を記入した概要図 ③粉じん発生及び粉じんの処理に係わる操業の系統の説明概要図 ④粉じん発生施設と粉じんの処理施設を示した工場・事業場の配置図 ⑤工場・事業場への案内図
使用届 (法第18条の2第1項)	新たに施設に指定された日から30日以内	様式第3 ・別紙1 (コークス炉) ・別紙2 (堆積場) ・別紙3 (ベルトコンベア等) ・別紙4 (破碎機・摩砕機、ふるい) のうち該当するもの	
構造等変更届 (法第18条第3項)	変更の前まで		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面 (※1)
氏名等変更届 (法第18条の13第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第4	(※2)
使用廃止届 (法第18条の13第2項)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	
承継届 (法第18条の13第2項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

※1 様式の欄外に、設置届出又は使用届出を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

※2 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長・支店長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

(2) 注意事項

- 副本は、受理後にお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- 堆積場が区画されていたり、2種類以上のものが堆積されている場合でも連続している場合には1施設としてください。
- 建築現場などで、長期(3月以上)にわたって使用する堆積場は原則として対象になります。倉庫等を一時的に使用する場合は対象としません。
- 一般粉じん発生施設のうち「密閉式」とはバッチ式の完全密閉、ウォータータイト構造あるいは装入口、排出口がカバーされているものをいいます。
- ベルトコンベアの場合、一連の施設は集合したものを1施設としてください。

- 別紙2の「堆積物の種類」、別紙3の「運搬物の種類」及び別紙4の「処理対象物の種類」の欄には、含水率及び粒径を記入してください。

5-3-2 特定粉じん発生施設【大気汚染防止法】

特定粉じん発生施設の届出については、環境規制課にご相談ください（特定粉じん発生施設の設置及び変更は60日前に届出が必要です。）。

5-3-3 特定粉じん排出等作業

【大気汚染防止法／千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱】

(1) 届出等の種類・時期等

届出等の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
事前調査結果報告 (法第18条の15第6項)	調査後遅滞なく	電子システムによる報告 (様式第3の4でも可)	
特定粉じん排出等作業 実施届出書 (法第18条の17第1項)	特定粉じん 排出等作業 の開始日の 14日前まで	様式第3の5	①現場案内図 ②石綿の使用箇所がわかる見取図 ③作業の方法（フロー図等） ④対象となる建築物等の配置図及び付近の状況 ⑤作業工程表 ⑥作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 ⑦その他参考書類 ・石綿濃度測定計画 ・薬液等のカタログ 等
石綿濃度 測定結果報告書 (要綱第3条第5項及び第6項)	工事終了後 速やかに	様式第1号	①石綿濃度測定結果 ②作業記録（写真）

(2) 注意事項

- 事前調査結果の報告は基本的に電子システムを使用してください。紙様式による報告を行う際は、労働基準監督署にも報告を行ってください（千葉市とは別様式による提出）。
- 特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）の参考事項や別紙にも漏れなく記入してください。
- 見取図には、主要寸法、隔離された作業場の容量（m³）、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入してください。
- 施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。石綿測定地点を図示した見取図を添付してください。
 - <作業開始前及び終了後>
 - ・建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所
 - <作業実施中>
 - ・建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所
 - ・集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合）

5-3-4 粉じんに係る特定施設・特定作業【千葉市環境保全条例】

粉じんに係る千葉市環境保全条例に基づく届出については、5-1-3 (p.59) と同様です。

5-4 水銀関係

5-4-1 水銀排出施設【大気汚染防止法】

(1) 届出の種類・時期等

届出の種類	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出書様式	添付書類
設置届 (法第18条の28第1項)	工事着手の 60日前まで	様式第3の6 別紙1 別紙2 別紙3	①水銀排出施設の構造とその寸法を記入した概要図(※1) ②水銀処理施設の構造とその寸法を記入した概要図(煙突だけの場合も、その概要図)(※1) ③水銀の排出及び処理に係る操業の系統の説明概要図(工程図、図面等) ④水銀排出施設と水銀処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図(※1) ⑤煙道の排ガス測定孔の設置箇所を示した図面(※1) ⑥工場・事業場への案内図(※1) ⑦緊急時における連絡方法(緊急連絡用の電話番号)
使用届 (法第18条の29第1項)	新たに施設に指定された日から30日以内		
構造等変更届 (法第18条の30第1項)	工事着手の 60日前まで		①変更期日及び変更説明書 ②変更内容を説明する書類及び図面(※2・※3)
氏名等変更届 (法第18条の36第2項)	変更のあった日から30日以内	様式第4	(※2)
使用廃止届 (法第18条の36第2項)	施設の使用を廃止した日から30日以内	様式第5	(※4)
承継届 (法第18条の36第2項)	承継のあった日から30日以内	様式第6	

※1 規則様式第2によるばい煙発生施設の届出に係る受理書の写しを添付する場合にあっては、省略することができます。ただし、当該届出を既に行っている場合に限りです。

※2 数値等が変更になる場合、変更前、変更後がわかるように対比する形で明示してください。また、変更前の数値は、前回届出値を記入してください。

※3 会社(工場)の名称・住所等が変更になったときのほか、届出者の代表者(工場長等に届出権限が委任されている場合を含む。)が変更になったときにも必要です。届出権限が工場長等に委任されており、代表者のみが変わった場合、新代表者による委任状が必要になります。

※4 様式の欄外に、設置届又は使用届を提出したときに付けられた施設番号を記入してください。

(2) 届出時の注意事項

- 副本は、審査終了後にお返しします。
- 設置届及び変更届の「着手予定日」とは、施設の基礎工事を始める日を指します。
- 別紙1の「規模」の欄には、届出施設が該当する規則別表第3の3の中欄の施設の下欄に掲げる規模について記載してください。
- 別紙2の「1日の使用時間及び月使用日数等」の欄には、当該施設を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載してください。
- 別紙2の原材料及び燃料の「水銀等含有割合」の欄には、代表値や平均値を記載してください。幅記載することでも差し支えありません。
- 別紙2の原材料の「種類」、「使用割合」及び「水銀等含有割合」の欄には、産業廃棄物は廃プラ、廃油、木くず等、種類ごとに測定して記載してください。
また、一般廃棄物については、ゴミピットから複数サンプルを採取・混合する等、代表的な試料となるようにサンプリングして分析し、「一般廃棄物」という括りで届出に記載してください。
- 別紙2の「水銀濃度」の欄には、乾きガス濃度中の水銀濃度を酸素換算した値を記載してください。設置の届出の時点で実測値が得られない場合は、設計値等でも構いません。
また、複数の水銀排出施設等から集合煙突を経て排出される場合であっても、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載してください。
- 一施設で複数の排出口を有する場合の水銀濃度については、それぞれについて記載するのが原則ですが、以下のいずれかでも構いません。
 - ・施設の構造等から最高濃度の水銀を排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口における水銀濃度
 - ・各排出口からの水銀濃度を排出ガス量で加重平均した濃度

第3編 届出書の様式

1	大気汚染防止法関係	68
	様式第1	ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書
	様式第2の2	揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書
	様式第3	一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書
	様式第3の2	特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書
	様式第3の4	事前調査結果報告書
	様式第3の5	特定粉じん排出等作業実施届出書
	様式第3の6	水銀排出施設設置（使用、変更）届出書
	様式第4	氏名等変更届出書
	様式第5	使用廃止届出書
	様式第6	承継届出書
	様式第7	ばい煙量等測定記録表
	様式第7の2	水銀濃度測定記録表
2	千葉県硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱関係	93
	様式第1	硫黄酸化物に係る適用施設（使用・変更）計画書
3	千葉県窒素酸化物対策指導要綱関係	95
	様式第1	窒素酸化物に係る適用施設（使用・変更）計画書
4	千葉県環境保全条例関係	97
	様式第1号	特定施設設置（使用）届出書
	様式第2号	特定作業実施届出書
	様式第3号	特定施設構造等変更届出書
	様式第4号	特定作業施設等変更届出書
	様式第6号	特定施設等氏名等変更届出書
	様式第7号	特定施設等使用廃止届出書
	様式第8号	特定施設等承継届出書
5	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例関係	108
	様式第1号	自主的取組計画書
	様式第2号	自主的取組計画書変更届出書
	様式第3号	自主的取組実績報告書
6	千葉県建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱関係	118
	様式第1号	石綿濃度測定結果等報告書

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類		※施設番号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

(産業分類)

(連絡先)

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	伝熱面積 (m ²)		
	燃料の燃焼能力(重油換算L/h)		
	原料の処理能力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	触媒に付着する炭素の燃焼能力(kg/h)		
	焼却能力(kg/h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流量 (kA)		
	ポンプの動力 (kW)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用 状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月			
	季節変動						
原材料 (ばい煙 の発生に 影響ある ものに限 る)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	いおう分 か、シム分	鉛分 弗素分	いおう分 か、シム分	鉛分 弗素分		
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合(%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量						
	通常の使用量	最大	通常	最大	通常		
	混焼割合						
排出ガス量(m ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常		
	乾き	最大	通常	最大	通常		
排出ガス温度(℃)							
排出ガス中の酸素濃度(%)							
ばい煙 の濃度	ばいじん(g/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	いおう酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
	カドミウム及びその化合物(mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩素(mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	塩化水素(mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素(mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	鉛及びその化合物(mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物(容量比ppm)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙量	いおう酸化物(m ³ /h)	最大	通常	最大	通常		
参考事項							

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあつては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号			
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式			
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
ばい煙の濃度	排出ガス量 (m ³ /h)	最大	
		通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	
		処理後	
	ばいじん (g/m ³)	処理前	
		処理後	
	いおう酸化物 (容量比ppm)	処理前	
		処理後	
	カドミウム及びその化合物 (mg/m ³)	処理前	
		処理後	
	塩素 (mg/m ³)	処理前	
		処理後	
	塩化水素 (mg/m ³)	処理前	
		処理後	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素 (mg/m ³)	処理前	
		処理後	
	鉛及びその化合物 (mg/m ³)	処理前	
		処理後	
窒素酸化物 (容積比ppm)	処理前		
	処理後		
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大	処理前
			処理後
		通常	処理前
			処理後
捕集効率 (%)	ばいじん		
	いおう酸化物		
	カドミウム及びその化合物		
	塩素		
	塩化水素		
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	窒素酸化物		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月	時～時 時間/回 回/日 日/月
	季節変動		
排出口の実高さ H _o (m)			
補正された排出口の高さ H _e (m)	最大	通常	最大 通常
排出速度 (m/s)	最大	通常	最大 通常

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートルの中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者

大気汚染防止法第17条の5第1項（第17条の6第1項、第17条の7第1項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類		※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	※審査結果	
		※備考	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。		

（産業分類）

（連絡先）

- 備考
- 1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、函面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	送風機の送風能力 (m ³ /h)		
	排風機の排風能力 (m ³ /h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)		
	容 量 (kL)		
1 日の使用時間及び月使用日数等		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
排 出 ガ ス 量 (m ³ /h)			
使用する主な揮発性有機化合物の種類			
揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比 p p m (炭素換算))			
参 考 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における量に換算したものとす。
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場 又は事業場における施設番号			
処理に係る揮発性有機化合物排出施設 の工場又は事業場における施設番号			
揮発性有機化合物の処理施設の種類、 名称及び型式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (m ³ /h)		
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比ppm (炭素換算))	処理前	
		処理後	
	処 理 効 率 (%)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者

大気汚染防止法第18条第1項（第18条第3項、第18条の2第1項）の規定により、一般粉じん発生施設について、次のとおり届出ます。

工場又は事業場の 名 称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
一般粉じん発生 施設の種類		※ 施 設 番 号	
一般粉じん発生施 設の構造並びに使 用及び管理の方法	別紙1から別紙4のとおり。	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

（産業分類）

（連絡先）

- 備考 1 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

一般粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原料の処理能力 (t/日)		
	炉室数		
	炭化時間 (h)		
装炭作業	一般粉じん処理装置の種類・型式		
	集じん機効率 (%)		
	送風機の原動機出力 (kW)		
窯出し作業	一般粉じん処理装置の種類・型式		
	集じん機効率 (%)		
	送風機の原動機出力 (kW)		
消火作業	一般粉じん処理装置の種類・型式		
参考事項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	面積 (m ²)		
	堆積能力 (t)		
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量 (t/年)			
使用及び管理の方法	堆積物の中に設置されている建築物の概要		
	散水	装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m ³ /h)	
		散水の方法	
	防じんカバーの設置状況		
	薬液散布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m ³ /h)	
	散布の方法		
	締固め	装置の種類・型式	
方法			
その他	方法		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の間延べ堆積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量L/t）、実施頻度等を記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（コンベア）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号				
名称及び型式				
設置年月日		年 月 日	年 月 日	
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	
使用予定年月日		年 月 日	年 月 日	
規 模	ベルト幅(c m)又はバケット 内容積(m ³)			
	単基の長さ(m)×基数			
	ベルト又はバケットの速度(m/分)			
	運搬能力 (t/h)			
運搬物の種類、性状及び通常の間 運搬量 (t/h)				
使 用 及 び 管 理 の 方 法	コンベアがその中で設置されて いる建築物の概要			
	集 じん 機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率 (%)		
		送風機の原動機出力 (kW)		
	散 水	装置の種類・型式		
		装置の能力 (m ³ /h)		
		運搬量当たりの散水量(L/t)		
	防じんカバーの設置状況			
	そ の 他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設（破碎機、摩砕機、ふるい）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用予定年月日		年 月 日	年 月 日
規	原動機の定格出力 (kW)		
模	処理能力 (t/h)		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (通常) (t/月)			
集	破碎機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要		
用 及 び 管 理 の 方 法	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
散 水	装置の種類・型式		
	装置の能力 (m ³ /h)		
	処理量当たりの散水量(L/t)		
方	防じんカバーの設置状況		
法	その他	法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

事前調査結果報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〒 ー		
解体等工事の場所	〒 ー		
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	年 月 日
特定粉じん排出等作業の開始時期		※審査結果	
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日		
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 m ² （階建）		
	その他工作物		
解体の作業の対象となる床面積の合計		※備考	
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日	年 月 日		
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名		
	講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)	
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称			

建築材料の種類	事前調査の結果			判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	①目視 ②設計図書等（④を除く。） ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日				
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材（吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	② <input type="checkbox"/>	③ <input type="checkbox"/>	④ <input type="checkbox"/>	⑤ <input type="checkbox"/>

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 ※ 印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号		
	至 年 月 日	※受理年月日		
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり			
特定建築材料の使用面積	m ²			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり			
参 考 事 項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※備考	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第 3 号及び第 4 号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置	
機種・型式・設置数	
排気能力 (m ³ /min)	(1 時間当たり換気回数 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

(産業分類)

(連絡先)

- 備考 1 水銀排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算 L/h)		
	原料の処理能力 (t / h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼 却 能 力 (kg / h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号						
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動					
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	使用割合					
	原材料中の水銀等含有割合					
	1日の使用量					
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	燃料中の水銀等の含有割合					
	通常の使用量					
	混焼割合					
排出ガス量 (m ³ /h)		湿り	最大	通常	最大	通常
		乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)						
水銀濃度 (μg/m ³)	全水銀					
	ガス状水銀					
	粒子状水銀					
参考事項						

備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。

3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採っている方法等を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号				
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式				
設 置 年 月 日			年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 通常	最大 通常
		乾き	最大 通常	最大 通常
	排出ガス温度 (°C)	処理前		
		処理後		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)			
	水銀濃度 (µg/m ³)	全水銀	処理前	
			処理後	
		ガス状水銀	処理前	
			処理後	
	粒子状水銀	処理前		
処理後				
捕集効率 (%)	全水銀			
	ガス状水銀			
	粒子状水銀			
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間 及 び 月 使 用 日 数 等		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
	季 節 変 動			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において「標準状態」という。）における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

氏名等変更届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の1第3第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別		※整理番号	
	変更前		※受理年月日	年 月 日
変更内容	変更後		※施設番号	
変更年月日	年 月 日		※備考	
変更の理由				

連絡先

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

使用廃止届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施設の種類		※備考	
施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

連絡先

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

承 継 届 出 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設) 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設		の別		※整理番号	
工場又は事業場の名称				※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地				※施設番号	
施設の種類				※備考	
施設の設置場所					
承継の年月日			年 月 日		
被承継者	氏名又は名称				
	住所				
承継の原因					

(連絡先)

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類の種類及び工場又は事業場における施設番号
 測定者の氏名
 測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時間 ～終了時間)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	(m ³ /h)					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	(m ³ /h)					
ばいじん	C s	(g/m ³)					
	C	(g/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		(mg/m ³)					
塩素		(mg/m ³)					
塩化水素	C s	(mg/m ³)					
	C	(mg/m ³)					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		(mg/m ³)					
鉛及びその化合物		(mg/m ³)					
窒素酸化物	C s	(容量比ppm)					
	C	(容量比ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（この項において、「標準状態」という。）における量に、ばいじん及び塩化水素のC s及びC並びにカドミウム及びその化合物、塩素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス1立法メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 3 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 5 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 6 日本産業規格K 2 3 0 1、日本産業規格K 2 5 4 1—1から2 5 4 1—7まで若しくは日本産業規格M 8 8 1 3に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	備 考
全 水 銀		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			
ガ ス 状 水 銀	Cs	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			
	C	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			
	酸素濃度	(%)			
粒 子 状 水 銀	Cs	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			
	C	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			
	酸素濃度	(%)			

- 備考
- 1 全水銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀の Cs 及び C については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立法メートル中の量に換算したものとする。
 - 2 Cs の欄には別表第3の3に掲げる Cs として表示された数値を、C の欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
 - 3 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
 - 4 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
 - 5 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時刻とすること。

様式第1

硫黄酸化物に係る適用施設設置（使用・変更）計画書

年 月 日

（あて先）千葉市長

提出者

千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第5条第1項（第5条第2項、第6条、第7条）の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	
適用施設 （施設番号）	（ ）	※工場又は 事業場番号	
硫黄酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等 （総括表）	別紙1のとおり	※審査結果	

- 備考
- 1 適用施設（施設番号）の欄は、本計画書に該当する施設について、施設の種類及び施設番号（既設のみ）を記入する。
 - 2 ※印欄は記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

硫黄酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等(総括表)

施設の種類	工場等における施設の名称	県(市)の施設番号	原料・燃料の種類	原料・燃料中のS分	原料・燃料使用量		*1 定格重油換算原料・燃料使用量					*2 硫黄酸化物排出量		適用期日	*3 稼働状況	
					定格 l/h(kg/h)	通常最大 l/h(kg/h)	換算係数	重油に換算した量		圧縮率	圧縮率を乗じた量		定格 (m3N/h)			通常最大 (m3N/h)
								W(l/h)	W _i (l/h)		W(l/h)	W _i (l/h)				
計		全 施設[内訳(通常) (予備) (休止)]														
		通常稼働の状況														

(注) *1 重油換算量(l/h)は四捨五入して整数とする。
 *2 硫黄酸化物排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。
 *3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。
 *4 許容排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。
 [備考]1. 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらの中で典型となるものを記入する。
 なお、その形態の内訳を本用紙により別記し、添付する。
 2. 廃止施設は=線で削除する。(適用期日は記入)

総量規制基準の特定工場等	*4 許容排出量 m3N/h	
燃料使用基準の適用工場等	許容S 分 %	

様式第 1

窒素酸化物に係る適用施設設置（使用・変更）計画書

年 月 日

（あて先）千葉市長

提 出 者

千葉市窒素酸化物対策指導要綱第 5 条第 1 項（第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条）の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	
適用施設 （施設番号）	（ ）	※工場又は 事業場番号	
窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等 （総括表）		※審査結果	

- 備 考
- 1 適用施設（施設番号）の欄は、本計画書に該当する施設について、施設の種類及び施設番号（既設のみ）を記入する。
 - 2 ※印欄は記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)

施設の 種類	工場等におけ る 施設の名称	県(市) の 施設番 号	原料・燃 料 の種類	原料 中の N分	原料・燃料使用量		換算係数		*1 定格重油換算原料・燃料使 用量		通常最大稼働			適用期 日	*3 稼働 状況	
					定格 l/h(kg/h)	通常最大 l/h(kg/h)	原料・ 燃料	施設	W(l/h)	W _i (l/h)	乾きガス 量 (m3N/h)	NO _x (ppm)	*2NO _x 排出量 (m3N/h)			
計		全 施設[内訳(通常) (予備) (休止)]														
		通常稼働の状況														

(注) *1 重油換算量(l/h)は四捨五入して整数とする。
 *2 NO_x 排出量は乾きガス量×NO_x(ppm)×10⁻⁶により算出し小数点以下2桁目を切り上げる。
 *3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。
 *4 許容排出量は小数点以下2桁目を切り上げる。

[備考]1. 1 施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらの中で典型となるものを記入する。
 なお、その形態の内訳を本用紙により別記し、添付する。
 2. 廃止施設は=線で削除する。(適用期日は記入)

特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
 〒 _____
 氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
 の取扱者（職氏名）

_____（連絡先電話番号）
 _____（連絡先電子メールアドレス）
 _____@_____

千葉市環境保全条例〔第17条第1項・第19条第1項・第30条第1項・第31条第1項・第62条第1項・第64条第1項・第84条第1項・第86条第1項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る 特定施設の区分	1 ばい煙等	2 水 質	3 騒音・振動	4 悪 臭
工場等の名称		※整理番号		
工場等の所在地		※受理年月日		
都市計画法の用途地域		※備 考		
特定施設の種類の種類等				
△特定施設の構造	別紙のとおり	業種（産業分類）及び 主要生産品目		
△特定施設の 使用の方法	別紙のとおり	常時勤務（使用）する 従業員数		
△汚染物質等の処理の 方法又は防止の方法	別紙のとおり	工場等の通常の始業及び 終業の時刻（操業時間）		
△汚染物質等の 汚染状態及び量	別紙のとおり	敷地面積及び建築面積		
△排出水に係る用水 及び排水の系統	別紙のとおり	公害防止のための組織 及び担当責任者の氏名		
特定施設設置工事着手予定年月日		年 月 日		
及び使用開始予定年月日		年 月 日		

備考

- 1 ※印の欄については、記入しないこと。
- 2 △印の欄については、別紙1から4までのうち該当するものによること。
- 3 用紙の大きさは、図面、表などやむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

ばい煙及び粉じんに係る特定施設の概要

施設の設置	着工予定設置年月日	年 月 日	使用開始予定年月日	年 月 日		
施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類		能 力	l/h		
	1日の使用時間	午前 午後	午前 時から 午後 時まで	1か月間の使用日数 日間		
	原材料 (薬品を含む)	種類				
		使用割合				
		1か月間の使用量				
作業工程(反応工程)	別紙のとおり					
処理の方法	処理施設の種類、名称及び型式					
	ばい煙又は粉じんの種類					
	ばい煙又は粉じんの濃度	処理前	ppm t/Nm ³	ppm t/Nm ³	ppm t/Nm ³	ppm t/Nm ³
		処理後	ppm t/Nm ³	ppm t/Nm ³	ppm t/Nm ³	ppm t/Nm ³
		捕集効率	%	%	%	%
排気筒	高さ	m	口径	m		
排出ガス量及び温度	最大	Nm ³ /分	通常	Nm ³ /分	温度 °C	
排出口から敷地境界線までの最短水平距離	m					
添付書類及び図面	1 ばい煙又は粉じんの排出及び処理作業の系統概要説明書(図) 2 ばい煙又は粉じんの量等に関する説明書 3 ばい煙又は粉じんの特定施設の構造概要図 4 ばい煙又は粉じんの処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 工場等の敷地周囲の見取図、敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図 6 工場等の事業経歴書 7 工場等の組織図					

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定施設設置(新設)の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用(既設)の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 特定施設使用(既設)の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 特定施設の種類の欄には、千葉県環境保全条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記入すること。
- 用紙の大きさは、図面、表等、やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

悪臭に係る特定施設の概要

施設設置の	着工予定設立案月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
施設使用の 構造及び 造法及び	特定施設の種別				
	規模(面積)				
	原料の種類及び使用量 (貯蔵種類及び貯蔵量)				
	製品名及び製造量				
処理の 方法	建屋の構造				
	集気の方法				
	処理施設の型式				
	△ 発る 生悪 の臭 予の 測種 さ類 れ等	処理前			
		処理後			
		処理前			
		処理後			
	排出ガス量	最大 通常	Nm ³ /分 Nm ³ /分	最大 通常	Nm ³ /分 Nm ³ /分
排出ガス温度		℃		℃	
排出口の高さ		m		m	
排出口からの敷地境界線までの最短水平距離		m		m	
添付書類及び図面	1 悪臭排出及び処理作業の系統概要説明書(図) 2 悪臭の量等に関する説明書 3 悪臭に係る特定施設の構造概要図 4 悪臭の処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 工場等の敷地周囲の見取図、敷地内の建物の配置図及び特定施設の配置図 6 工場等の事業経歴書 7 工場等の組織図				

備考

- 1 特定施設設置(新設)の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用(既設)の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 2 特定施設使用(既設)の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 3 施設の種類の欄には、千葉県環境保全条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記入すること。
- 4 △印の欄には臭気濃度等で示すこと。
- 5 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特 定 作 業 実 施 届 出 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
〒 _____
氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者（職氏名） _____

（連絡先電話番号） _____
（連絡先電子メールアドレス） _____
@ _____

千葉市環境保全条例（第18条第1項，第19条第1項・第63条第1項・第64条第1項・第85条第1項・第86条第1項）の規定により特定作業の実施について、次のとおり届け出ます。

特 定 作 業 の 区 分	1 ばい煙等	2 騒音・振動	3 悪臭
特 定 作 業 場 の 名 称	電話番号		
特 定 作 業 場 の 所 在 地	郵便番号		
△ 特 定 作 業 の 概 要	特 定 作 業 の 業 種 又は 作 業 の 種 類	別紙のとおり	※整理番号
	特 定 作 業 の 目 的 に 係 る 施 設	別紙のとおり	※受理年月日 年 月 日
	特 定 作 業 の 開 始 予 定 年 月 日	別紙のとおり	常勤勤務(使用) する従業員
	特 定 作 業 の 実 施 期 間 及 び 作 業 の 時 間	別紙のとおり	特定作業に要す る土地の面積
	騒音・振動・悪臭 粉じん等の防止 又は処理の方法	別紙のとおり	公害防止のため の組織及び担当 責任者の氏名
	重機等の種類・形 式・能力ごとの台数	別紙のとおり	都市計画法の 用途地域
添 付 書 類	1 特定作業の場所の付近の見取図 2 特定作業に係る組織図 3 特定作業に係る事業経歴書 4 特定作業場の敷地内の建物配置図及び作業の目的に係る重機等の配置図		

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄については、別紙1から3までのうち該当するものによること。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 1

ばい煙及び粉じんに係る特定作業の概要

作業の設置	着工予定設置年月日	年月日	※区分 既・新・増・変		※備考	
特定作業の種類						
施設の構造及び使用の方法	特定作業の目的に係る施設の種類の		能力		l/h	
	1日の使用時間		午前 時から 午後	午前 時まで 午後	1か月の使用日数 日間	
	原材料 (薬品を含む)	種類				
		使用割合				
		1か月の使用量				
作業工程(反応工程)		別紙のとおり				
処理の方法	処理施設の種類の、名称及び型式					
	ばい煙又は粉じんの種類					
	ばい煙又は粉じんの濃度	処理前	ppm	ppm ³ g/Nm ³	ppm ³ g/Nm ³	ppm ³ g/Nm ³
		処理後	ppm	ppm ³ g/Nm ³	ppm	ppm ³ g/Nm ³
		捕集	%	%	%	%
排気筒		高さ	m	口径	m	
排出ガス量及び温度		最大	Nm ³ /分	通常	Nm ³ /分 温度 °C	
排出口から敷地境界線までの最短水平距離		m				
添付書類及び図面	1 ばい煙又は粉じんの排出及び処理作業の系統概要説明書(図) 2 ばい煙又は粉じんの量等に関する説明書 3 ばい煙又は粉じんの特定作業の目的に係る施設の構造概要図 4 ばい煙又は粉じんの処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 作業場付近の見取図、敷地内の建物の配置図及び特定作業の目的に係る施設の配置図					

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 特定作業の種類欄には、千葉県環境保全条例施行規則別表第2に掲げる番号及び名称を記入すること。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

悪臭に係る特定作業の概要

作業の実施	作業実施（予定） 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
特定作業の種類						
施設用の構造及び	特定作業の目的に係る施設の種類					
	規模（面積）					
	原料の種類及び使用量（貯蔵種類及び貯蔵量）					
	製品名及び製造量					
処理の方法	建屋の構造					
	集気の方法					
	処理施設の種類、名称及び型式					
	△ 発る生悪の臭予の測種さ類れ等		処理前			
			処理後			
			処理前			
			処理後			
	排出ガス量			最大通常 $\text{Nm}^3/\text{分}$ $\text{Nm}^3/\text{分}$	最大通常 $\text{Nm}^3/\text{分}$ $\text{Nm}^3/\text{分}$	最大通常 $\text{Nm}^3/\text{分}$ $\text{Nm}^3/\text{分}$
排出ガス温度			℃	℃	℃	
排出口の高さ			m	m	m	
排出口からの敷地境界線までの最短水平距離			m	m	m	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 悪臭排出及び処理作業の系統概要説明書（図） 2 悪臭の量等に関する説明書 3 悪臭の特定作業の目的に係る施設の構造概要図 4 悪臭の処理施設の概要図及び設置場所を示す図面 5 工場等の敷地周囲の見取図、敷地内の建物の配置図及び特定作業の目的に係る施設の配置図 					

備考

- 1 施設の種類の欄には、千葉県環境保全条例施行規則別表第2に掲げる番号及び名称を記入すること。
- 2 △印の欄には臭気濃度等で示すこと。
- 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設構造等変更届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
〒 _____
氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者（職氏名） _____

（連絡先電話番号） _____
（連絡先電子メールアドレス） _____
@ _____

千葉市環境保全条例〔第20条第1項・第32条第1項・第65条第1項・第87条第1項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定 施設の区分	1 ばい煙等 2 水質 3 騒音・振動 4 悪臭		
工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※備考	
△特定施設の変更内容	別紙のとおり		

備考

- 1 ※印の欄については、記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表などを利用すること。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定作業施設等変更届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
〒 _____
氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者（職氏名） _____

（連絡先電話番号） _____
（連絡先電子メールアドレス） _____
@ _____

千葉市環境保全条例〔第20条第1項・第65条第1項・第87条第1項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

特定作業の区分	1 ばい煙等 2 騒音・振動 3 悪臭		
変更事項	1 特定作業の目的に係る施設 2 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間（騒音・振動） 3 ばい煙・騒音・振動・悪臭の防止又は処理の方法 4 その他規則で定める事項		
特定作業場の名称	_____		
	電話番号		
特定作業場の所在地	_____		
	郵便番号		
△ 特定作業の概要	別紙のとおり	※整理番号	_____
都市計画法の用途地域	_____	※受理年月日	年 月 日
変更予定年月日	年 月 日	※備考	
変更の理由	_____		
添付書類	1 特定作業の場所の付近の見取図 2 特定作業に係る組織図 3 特定作業場の敷地内の建物配置図及び作業の目的に係る重機等の配置図		

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないこと。
- 2 △印の欄については、様式第2号の別紙1から3までのうち該当するものによることとし、変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
- 3 用紙の大きさは、図面、表などやむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設等氏名等変更届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
〒
氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者（職氏名）

（連絡先電話番号）
（連絡先電子メールアドレス）
@

氏名（名称，住所，所在地）に変更があったので、千葉市環境保全条例〔第21条・第35条・第68条・第90条〕の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分		1 ばい煙等	2 水質	3 騒音・振動	4 悪臭
届出に係る特定作業の区分		1 ばい煙等	2 騒音・振動	3 悪臭	
変更の内容	変更前		※整理番号		
	変更後		※受理年月日	年 月 日	
変更年月日	年 月 日			※備考	
変更の理由					

備考

- 1 ※印の欄については、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定施設等使用廃止届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
〒
氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者（職氏名）

（連絡先電話番号）
（連絡先電子メールアドレス）
@

特定施設の使用・特定作業を廃止したので、千葉市環境保全条例〔第21条・第35条・第68条・第90条〕の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の 区 分	1 ばい煙等	2 水質	3 騒音・振動	4 悪臭
届出に係る特定作業の 区 分	1 ばい煙等	2 騒音・振動	3 悪臭	
工場等の名称				
工場等の所在地				
特定施設又は特定作業 の 種 類			※整理番号	
特定施設の設置場所又は 特定作業の実施場所			※受理年月 日	年 月 日
使用廃止年月日			※備 考	
使用廃止の理由				

備考

- ※印の欄については、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特定施設等承継届出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
〒
氏名（名称及び代表者の氏名）

この届出
の取扱者（職氏名）

（連絡先電話番号）
（連絡先電子メールアドレス）
@

千葉市環境保全条例〔第22条第3項・第36条第3項・第69条第3項・第91条第3項〕の規定により、特定施設・特定作業に係る届出者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分	1 ばい煙等	2 水質	3 騒音・振動	4 悪臭
届出に係る特定作業の区分	1 ばい煙等	2 騒音・振動	3 悪臭	
工場等の名称				
工場等の所在地				
承継の年月日	日	年	月	※整理番号
被承継者	氏名又は名称			
	住所	※備考		
承継の理由				

備考

- ※印の欄については、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1号

(その1)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号
住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

自主的取組計画書

千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項（第2項、第3項）の規定により、自主的取組計画を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 ー 区	
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種		業 種 名	業種コード
自主的取組計画		別添のとおり	
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		1 有 2 無	自主的取組計画（その4）の提出の有無 1 有 2 無
担当者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号	F A X	
	電子メールアドレス	@	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 前回の提出における名称は、前年度以前に提出した自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。

(その2)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数 (基)	施設の種類	施設の数 (基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 1 施設の数、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数に記載すること（揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「○」を記載すること）。
- 2 施設の設置年月は、施設の数に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

2 自主的取組計画の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量の目標

	基準年度	目標年度	計画年度
	年度	平成22年度	年度
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、 下段に指数表示で記載すること。)			
排出等の量 (kg/年度)			
削減率 (%)			

備考

- 1 基準年度は、原則として平成12年度とする（平成12年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、当該施設を設置した年度の翌年度とする。）。これにより難しい場合、平成13年度以降の年度のうち最も古い年度に代えることができる。
- 2 目標年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、目標年度の欄の記載は不要とする。
- 3 計画年度は、本書を提出する年度とする。
- 4 使用量は、当該年度に工場又は事業場において使用し、又は使用する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 5 排出等の量は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散し、又は排出及び飛散する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること（1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。）。
- 6 削減率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\{(\text{基準年度の排出等の量} - \text{当該年度の排出等の量}) / \text{基準年度の排出等の量}\} \times 100$$

(その 3)

工場又は事業場の名称	
------------	--

(2) 揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

ア 計画年度に実施する対策の内容

(1) の計画年度の削減率を達成するための対策について、別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせて実施しようとする場合は、全ての対策について記載すること。

対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策 10

その他（19、29、39、49、59、99）を選んで記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記載すること。

備考 3 (2) に記載する対策も含めて記載すること。

イ 目標年度の削減率を達成するために実施する対策の内容

(1) の目標年度の削減率を達成するため、基準年度の翌年度以降新たに実施し、又は実施した対策について、別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせて実施しようとする場合は、全ての対策について記載すること。

対策 1	対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6	対策 7	対策 8	対策 9	対策 10

(その4)

工場又は事業場の名称	
------------	--

3 基準年度以前から実施している揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策
(1) 基準年度における処理回収率等

	基準年度			
	年	度	年	度
使用量 (kg/年度) <small>(1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)</small>				
排出等の量 (kg/年度)				
処理回収率 (%)				

基準年度までに、浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクに改造した固定屋根式タンクの基数(基)				
---	--	--	--	--

備考

- 1 この項の提出は任意であること。
- 2 基準年度は、2 (1) の基準年度と一致させること。
- 3 使用量及び排出等の量は、2 (1) の基準年度におけるものと一致させること。
- 4 処理回収率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。
$$\{(使用量 - 排出等の量) / 使用量\} \times 100$$

(2) 基準年度以前から実施している対策の内容

基準年度以前から実施していた対策であって、現在も実施しているものについて、別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせる場合は、全ての対策について記載すること。

対策1	対策2	対策3	対策4	対策5	対策6	対策7	対策8	対策9	対策10

その他(19、29、39、49、59、99)を選んで記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記載すること。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

備考 この項の提出は任意であること。

(その5)

別表 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための対策の概要

手法の区分	記号	対策の概要
①原材料対策による手法	1 1	溶剤の低揮発性有機化合物化・非揮発性有機化合物化
	1 2	ハイソリッド塗料等溶剤含有率の低減
	1 3	粉体塗料等の揮発性有機化合物が不要な原材料の使用
	1 9	その他
②工程管理による手法	2 1	ふた閉め等溶剤管理の徹底
	2 2	効率の向上による塗料等使用量の削減
	2 3	作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮
	2 9	その他
③施設の改善による手法	3 1	施設の密閉化等の施設からの蒸発防止策
	3 2	冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加
	3 3	塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減
	3 4	製造設備の集約化
	3 9	その他
④屋外タンク貯蔵所の改造	4 1	固定屋根式タンクの浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクへの改造
	4 9	その他
⑤処理装置による手法	5 1	吸着法（排出ガス中の揮発性有機化合物を活性炭等の吸着剤に吸着させるもの）
	5 2	吸収法（排出ガス中の揮発性有機化合物を水、酸、アルカリ、揮発性有機化合物等に接触させて吸収させるもの）
	5 3	凝縮法（排出ガス中の揮発性有機化合物を冷却して凝縮液化させるもの）
	5 4	直接燃焼法（排出ガス中の揮発性有機化合物を直接燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 5	接触酸化法（排出ガス中の揮発性有機化合物を触媒を用いて燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 6	蓄熱燃焼法（高温の固定層に排出ガスを接触させて、揮発性有機化合物を燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの）
	5 7	生物分解法（排出ガス中の揮発性有機化合物を微生物を利用して分解するもの）
	5 9	その他
⑨その他の手法	9 1	不良率の減少による溶剤使用量の削減
	9 2	余材の削減による塗布面積等の削減
	9 3	包装材の小面積化等による塗布面積等の削減
	9 4	製品の無塗装化
	9 9	その他

様式第2号

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号
住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

自主的取組計画書変更届出書

千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第7条第4項の規定により、自主的取組計画の変更を次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 事業者の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 ー 区	
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種 変更後の自主的取組計画		業 種 名	業種コード
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		別添のとおり	
1 有 2 無			
担 当 者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号	F A X	
	電子メールアドレス	@	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 前回の提出における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。
- 変更後の自主的取組計画は、変更があった箇所のみ添付すること。

様式第3号

(その1)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号
住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

自主的取組実績報告書

千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、自主的取組実績報告を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称 (自主的取組計画書における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称 (自主的取組計画書における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地		〒 ー 区	
工場又は事業場において行われる事業が属する主な業種		業 種 名	業種コード
自主的取組実績報告		別添のとおり	
条例第2条第3号の揮発性有機化合物排出事業者の該当の有無		1 有 2 無	
担当者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		F A X
	電子メールアドレス	@	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 自主的取組計画書における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。

(その2)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数 (基)	施設の種類	施設の数 (基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 1 施設の数、自主的取組対象施設の種類の施設の数に記載すること（揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「○」を記載すること。）。
- 2 施設の設置年月は、施設の数に記載した施設のうち最も古いものの設置年月に記載すること。

2 自主的取組実績の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量

	基準年度				目標年度			
	年度				平成22年度			
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)								
排出等の量 (kg/年度)								
削減率 (%)								

	計画年度 (年度)							
	計画値				実績値			
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)								
排出等の量 (kg/年度)								
削減率 (%)								

備考

- 1 基準年度の欄及び目標年度の欄は、自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 2 計画年度は自主的取組計画書を提出した年度とし、計画値は自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 3 計画年度の使用量の実績値は、当該年度に工場又は事業場において使用した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 4 計画年度の排出等の量の実績値は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること（1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。）。
- 5 計画年度の削減率の実績値は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\{(\text{基準年度の排出等の量} - \text{計画年度の排出等の量}) / \text{基準年度の排出等の量}\} \times 100$$

(その3)

工場又は事業場の名称	
------------	--

(2) 揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

(1) の計画年度の削減率を達成するために実施した対策について、自主的取組計画書の別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせる場合は、全ての対策について記載すること。

対策1	対策2	対策3	対策4	対策5	対策6	対策7	対策8	対策9	対策10

その他(19、29、39、49、59、99)を選んで記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記載すること。

(その4)

工場又は事業場の名称	
------------	--

(3) 自主的取組実績の評価

ア (1) の計画年度における削減率についての進捗状況及び達成状況の評価

評価	計画年度の属する年度		
	平成21年度以前	平成22年度	平成23年度以降
A	目標年度の目標達成に向けて順調に進んでいる。	削減目標を達成できた。	計画年度の目標を達成できた。
B	目標年度の目標達成に向けて概ね順調に進んでいる(一部に課題がある。)	削減目標を概ね達成できた(一部に課題がある。)	計画年度の目標を概ね達成できた(一部に課題がある。)
C	目標年度の目標達成に困難な課題がある。	削減目標の達成に困難な課題がある。	計画年度の目標の達成に困難な課題がある。

備考 評価の欄は、該当するものを○で囲むこと。

イ 課題と対策

備考 この項の記載は任意であること。ただし、アの評価の欄がCの場合は、必ず記載すること。

石綿濃度測定結果等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

提出者 住 所
電話番号
氏 名

千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱第3条第5項又は第6項の規定により、石綿濃度測定結果等を次のとおり提出します。

届出対象特定工事の 場 所 (名 称)	(届出対象特定工事の名称)	
特定粉じん排出等作 業の実施の期間	自	年 月 日 年 月 日
石 綿 の 濃 度 の 測 定 機 関	名 称	
	住 所	
	登 録 番 号	
	測定者の氏 名及びその 登 録 番 号	
石綿の濃度の測定結 果及び作業記録	別紙のとおり	
届出対象特定工事を 施工する者の氏名又 は名称及び住所並び に法人にあっては、 その代表者の氏名		

第4編 資料

1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗ふつ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの
- 2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。
- 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。
- 5 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するものうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 6 前項の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。
- 7 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 8 この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。
- 9 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるものうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 10 この法律において「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるものうち、その施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 11 この法律において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 12 この法律において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。
- 13 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。
- 14 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 15 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。
- 16 この法律において「有害大気汚染物質」とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばい煙（第一項第一号及び第三号に掲げるものに限る。）、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいう。
- 17 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

第二章 ばい煙の排出の規制等

（排出基準）

第三条 ばい煙に係る排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、環境省令で定める。

3 環境大臣は、施設集合地域（いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に係るばい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。）の全部又は一部の区域における当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度をこえる大気汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で、当該全部又は一部の区域を限り、その区域に新たに設置される当該ばい煙発生施設について、第一項の排出基準（次条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準）にかえて適用すべき特別の排出基準を定めることができる。

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定めるところにより、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

（総量規制基準）

第五条の二 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、第三条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の排出基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（次条第一項第三号において「大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域としていおう酸化物その他の政令で定めるばい煙（以下「指定ばい煙」という。）ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）にあつては、当該指定地域において当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場で環境省令で定める基準に従い都道府県知事が定める規模以上のもの（以下「特定工場等」という。）において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

3 都道府県知事は、新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等（工場又は事業場で、ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となつたものを含む。）及び新たに設置された特定工場等について、第一項の指定ばい煙総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ同項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

（ばい煙発生施設の設置の届出）

第六条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 ばい煙発生施設の種類
- 四 ばい煙発生施設の構造
- 五 ばい煙発生施設の使用の方法
- 六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準（第三条第一項の排出基準（同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。）をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第六条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第九条の二 都道府県知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等（工場又は事業場で、当該ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となるものを含む。以下この項において同じ。）について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（実施の制限）

第十条 第六条第一項の規定による届出をした者又は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 都道府県知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、

前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 工場又は事業場に設置されるすべてのばい煙発生施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第九条の二、第十四条第三項又は第十五条の二第一項若しくは第二項の規定の適用については、工場又は事業場の設置者の地位を承継するものとする。

(ばい煙の排出の制限)

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(指定ばい煙の排出の制限)

第十三条の二 特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

(改善命令等)

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(季節による燃料の使用に関する措置)

第十五条 都道府県知事は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

(指定地域における燃料の使用に関する措置)

第十五条の二 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

(ばい煙量等の測定)

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しておかななければならない。

(事故時の措置)

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの(以下「特定物質」という。)を発生する施設(ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。)を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業者の責務)

第十七条の二 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

(排出基準)

第十七条の四 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量（以下「揮発性有機化合物濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(揮発性有機化合物排出施設の設置の届出)

第十七条の五 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 揮発性有機化合物排出施設の種類
- 四 揮発性有機化合物排出施設の構造
- 五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法
- 六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出)

第十七条の七 第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の五第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十七条の八 都道府県知事は、第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準（第十七条の四の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十七条の五第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十七条の九 第十七条の五第一項の規定による届出をした者又は第十七条の七第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十七条の十 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十七条の十一 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十七条の十二 揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(準用)

第十七条の十三 第十条第二項（＝期間短縮）の規定は、第十七条の九の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条（＝氏名の変更等の届出）及び第十二条（＝承継）の規定は、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者について準用する。

第二章の三 粉じんに関する規制

(一般粉じん発生施設の設置等の届出)

第十八条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 一般粉じん発生施設の種類
- 四 一般粉じん発生施設の構造
- 五 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準遵守義務)

第十八条の三 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第十八条の四 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第十八条の十三 第十条第二項の規定は、第十八条の九の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条(=氏名の変更等の届出)及び第十二条(=承継)の規定は、第十八条第一項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をした者について準用する。

(特定粉じん排出等作業の作業基準)

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準(以下「作業基準」という。)は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)の元請業者(発注者(解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。)から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 当該調査の結果

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき(次号に該当するときを除く。)は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号ニに掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4 解体等工事の自主施工者(解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第一項の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、前項の環境省令で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(特定工事の発注者等の配慮等)

第十八条の十六 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部(特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。)を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負った他の者(その請け負った特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。)が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

3 特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十七 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該届出対象特定工事の場所
- 三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号ロからニまで及び第三号ロに掲げる事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合における当該特定粉じん排出等作業を伴う届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第十八条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出（第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限り。）があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定建築材料の除去等の方法)

第十八条の十九 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

- 一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法
 - イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法
 - ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
 - ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法
- 二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

(作業基準の遵守義務)

第十八条の二十 特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第十八条の二十二 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

第十八条の二十三 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

2 特定工事の自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(国の施策)

第十八条の二十四 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二十五 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二章の四 水銀等の排出の規制等

(排出基準)

第十八条の二十七 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

(水銀排出施設の設置の届出)

第十八条の二十八 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 水銀排出施設の種類
- 四 水銀排出施設の構造
- 五 水銀排出施設の使用の方法
- 六 水銀等の処理の方法

2 前項の規定による届出には、水銀濃度及び水銀等の大気中への排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(水銀排出施設の構造等の変更の届出)

第十八条の三十 第十八条の二十八第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十八条の二十八第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十八条の二十八第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令等)

第十八条の三十一 都道府県知事は、第十八条の二十八第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第十八条の二十七の排出基準（以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十八条の二十八第一項の規定による届出に係る水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第十八条の三十二 第十八条の二十八第一項の規定による届出をした者又は第十八条の三十第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水銀排出施設を設置し、又はその届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更をしてはならない。

(排出基準の遵守義務)

第十八条の三十三 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

(改善勧告等及び改善命令等)

第十八条の三十四 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(水銀濃度の測定)

第十八条の三十五 水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(準用)

第十八条の三十六 第十条第二項の規定は、第十八条の三十二の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十八条の二十八第一項又は第十八条の二十九第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十八条の三十四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令について準用する。

(要排出抑制施設の設置者の自主的取組)

第十八条の三十七 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く。）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（以下この条において「要排出抑制施設」という。）を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。

第四章 大気の汚染の状況の監視等

(緊急時の措置)

第二十三条 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあつては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

第四章の二 損害賠償

(無過失責任)

第二十五条 工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質(ばい煙、特定物質又は粉じんで、生活環境のみに係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの以外のものをいう。以下この章において同じ。)の大気中への排出(飛散を含む。以下この章において同じ。)により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の物質が新たに健康被害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が健康被害物質となつた日以後の当該物質の排出による損害について適用する。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人若しくは水銀排出施設を設置している者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況、水銀排出施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、解体等工事に係る建築物等、水銀排出施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(適用除外等)

第二十七条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん又は水銀等(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで(同条第二項にあつては、第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。)、第十一条及び第十二条(これらの規定を第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第二項及び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第十八条の二、第十八条の六から第十八条の九まで並びに第十八条の二十八から第十八条の三十二までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

第六章 罰則

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の三十一又は第十八条の三十四第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反したとき。

二 第十七条第三項、第十八条の四、第十八条の十八、第十八条の二十一又は第二十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 過失により、前項第一号の罪を犯した場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項、第十八条の十七第一項、第十八条の二十八第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十五条第二項又は第十五条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

三 第十八条の十九の規定に違反したとき。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項、第十八条の七第一項又は第十八条の二十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十条第一項、第十七条の九、第十八条の九又は第十八条の三十二の規定に違反したとき。

三 第十六条又は第十八条の三十五の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

四 第十八条の十五第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の十七第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

2 硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和63年千葉県告示第65号）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項及び第三項の規定により、硫黄酸化物に係る総量規制基準を次のとおり定める。

なお、昭和五十一年千葉県告示第五百三十一号（硫黄酸化物総量規制基準）は、廃止する。

一 適用する地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市及び浦安市並びに君津郡袖ヶ浦町の区域（以下「指定地域」という。）

1 指定地域の区分

(一) 市川市、船橋市、松戸市、習志野市及び浦安市の区域（以下「千葉北部区域」という。）

(二) 千葉市、木更津市、市原市、君津市及び富津市並びに君津郡袖ヶ浦町の区域（以下「千葉南部区域」という。）

二 適用する工場又は事業場

一の工場又は事業場に設置されているすべての別表第一硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設（以下「適用施設」という。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、一時間当たり〇・五キロリットル以上である工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）

三 総量規制基準

次の表の区分に従いそれぞれに定める算式により排出が許容される硫黄酸化物の量

区分	総量規制基準	特別の総量規制基準
千葉北部区域	$Q = 3.3W^{0.90}$	$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.90} - W^{0.90} \}$
千葉南部区域	$Q = 3.3W^{0.88}$	$Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.88} - W^{0.88} \}$

備考

一 この表に掲げる式において、Q、W及びW_iは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 特定工場等において排出が許容される硫黄酸化物の量（単位温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

W 特定工場等に別表第一基準となる日の欄に掲げる日（以下「基準日」という。）前から設置されているすべての適用施設（設置の工事が着手された施設を含む。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量（単位重油の量に換算したキロリットル毎時）

W_i 特定工場等に基準日以降新たに設置されたすべての適用施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量と基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以降に構造等の変更がなされたすべての適用施設（基準日前に変更の工事が着手されたものを除く。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料のうち当該変更により増加する原料及び燃料の量とを合計した量（単位 重油の量に換算したキロリットル毎時）

二 W及びW_iの認定に当たっては、適用施設のうち、次に掲げる適用施設を除く。

- 1 使用を廃止された適用施設
- 2 予備の適用施設（他の適用施設の使用が停止されている間専ら使用されるものに限る。）
- 3 使用を休止している適用施設
- 4 未稼働の適用施設

四 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

- 1 原料 別表第二原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表原料の量の欄に掲げる原料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。
- 2 燃料 別表第三燃料の種類欄に掲げる燃料の種類ごとにそれぞれ同表燃料の量の欄に掲げる燃料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。ただし、気体燃料については、重油の量に換算した値に同表圧縮率の欄に掲げる圧縮率を乗じた値とし、千葉南部区域に係る三の備考に掲げるW及びW_iの換算に限り適用する。

五 施行期日等

- 1 この告示は、昭和六十三年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 別表第一 三の項 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、施行日前に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十六年一月三十一日まで、施行日以降に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十四年一月三十一日までの間は、三の総量規制基準の規定は、適用しない。
- 3 別表第一 四の項 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、基準日前に設置の工事が着手されたものにあつては、平成三年七月三十一日までの間は、三の総量規制基準の規定は、適用しない。

別表第一

区分	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設	基準となる日
一	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の一の項から一四の項まで、一八の項、二一の項、二三の項から二六の項まで及び二八の項に掲げるばい煙発生施設で、この表の二の項に掲げるものを除く。	昭和五十一年十月一日
二	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が十平方メートル未満のもの	昭和六十年九月十日
三	令別表第一の二九の項及び三〇の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	昭和六十三年二月一日
四	令別表第一の三一の項及び三二の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）	平成三年二月一日

別表第二

原料の種類	原料の量	重油の量
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	一キログラム	〇・二三リットル
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	一リットル	〇・〇七五リットル
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	一キログラム	〇・八二リットル
ガラスの製造の用に供する溶融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る。）	一キログラム	〇・三二リットル
その他の原料（一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）	当該原料一キログラムの処理に伴い発生する平均的な硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油（硫黄含有率〇・三五パーセント比重〇・九）の量	

別表第三

燃料の種類	燃料の量	重油の量	圧縮率
原油・軽油	一リットル	〇・九五リットル	
ナフサ・灯油		〇・九〇リットル	
石炭	一キログラム	〇・六六リットル	
液化天然ガス		一・三リットル	十分の一
液化石油ガス		一・二リットル	二分の一
都市ガス		一・三リットル	二分の一
ナフサ分解ガス・コークス炉ガス		一・一リットル	二分の一
転炉ガス		〇・一六リットル	三分の一
高炉ガス		〇・〇六五リットル	三分の一
天然ガス		一・三リットル	十分の一
オフガス		一・一リットル	三分の一
副生油		一リットル	〇・九四リットル
その他	当該燃料の量一リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては一キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（一リットル当たりの発熱量は、九千キロカロリーとする。）の量		

3 硫黄酸化物に係る燃料使用基準（昭和63年千葉県告示第66号）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十五条の二第三項の規定により、硫黄酸化物に係る燃料使用基準を次のとおり定める。

なお、昭和五十一年千葉県告示第五百三十二号（硫黄酸化物燃料使用基準）は、廃止する。

一 適用する地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市及び浦安市並びに君津郡袖ヶ浦町の区域

二 適用する工場又は事業場

一の工場又は事業場に設置されているすべての別表第一硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設（以下「適用施設」という。）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、一時間当たり五十リットル以上五百リットル未満である工場又は事業場

三 燃料使用基準

燃料の種類	工場又は事業場の区分		使用する燃料の硫黄含有率の計容限度
重油その他の石油系燃料	一の工場又は事業場に設置されているすべての適用施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油に換算した一時間当たりの量	五十リットル以上二百リットル未満	〇・八パーセント
		二百リットル以上五百リットル未満	〇・六パーセント

四 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

- 原料 別表第二原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表原料の量の欄に掲げる原料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。
- 燃料 別表第三燃料の種類欄に掲げる燃料の種類ごとにそれぞれ同表燃料の量の欄に掲げる燃料の量を同表重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

五 施行期日等

- この告示は、昭和六十三年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 別表第一 二の項硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、施行日前に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十六年一月三十一日まで、施行日以降に設置の工事が着手されたものにあつては昭和六十四年一月三十一日までの間は、三の燃料使用基準の規定は、適用しない。
- 別表第一 三の項硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設のうち、平成三年二月一日前に設置の工事が着手されたものにあつては、平成三年七月三十一日までの間は、三の燃料使用基準の規定は、適用しない。

別表第一

区分	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設
一	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の一の項から一四の項まで、一八の項、二一の項、二三の項から二六の項まで及び二八の項に掲げるばい煙発生施設
二	令別表第一の二九の項及び三〇の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）
三	令別表第一の三一の項及び三二の項に掲げるばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）

別表第二

原料の種類	原料の量	重油の量
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	一キログラム	〇・二三リットル
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	一リットル	〇・〇七五リットル
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	一キログラム	〇・八二リットル
ガラスの製造の用に供する熔融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る。）	一キログラム	〇・三二リットル
その他の原料（一般廃棄物及び産業廃棄物を含む。）	当該原料一キログラムの処理に伴い発生する平均的な硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油（硫黄含有率〇・三五パーセント比重〇・九）の量	

別表第三

燃料の種類	燃料の量	重油の量	
原油・軽油	一リットル	〇・九五リットル	
ナフサ・灯油		〇・九〇リットル	
石炭	一キログラム	〇・六六リットル	
液化天然ガス		一・三リットル	
液化石油ガス		一・二リットル	
都市ガス		一・三リットル	
ナフサ分解ガス・コークス炉ガス		一・一リットル	
転炉ガス		〇・一六リットル	
高炉ガス		〇・〇六五リットル	
天然ガス		一・三リットル	
オフガス		一・一リットル	
副生油		一リットル	〇・九四リットル
その他		当該燃料の量一リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては一キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（一リットル当たりの発熱量は、九千キロカロリーとする。）の量	

4 千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和63年千葉県告示第65号。以下「総量規制基準」という。）及び硫黄酸化物に係る燃料使用基準（昭和63年千葉県告示第66号。以下「燃料使用基準」という。）の運用に関し、法令及び当該告示に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって総量規制基準及び燃料使用基準の的確な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「予備施設」とは、現に稼働中の適用施設が定期点検及び故障のため、一時的に休止した場合に、その休止中に代替として専ら運転される適用施設（交互に運転している適用施設は除く。）をいう。
- (2) 「休止施設」とは、工場又は事業場の事業活動の変更により、使用の必要のない適用施設のうち、一年以上連続して稼働していないと認められる適用施設をいう。
- (3) 「特定工場等」とは、総量規制基準の第2項に定める特定工場等をいう。この場合において、工場又は事業場の敷地の間に、道路、河川等があつても、同一法人が設置し、相互に隣接した位置にあり、事業活動上密接な関連があり、社会通念上、一の工場又は事業場と認められる者も含むものとする。
- (4) 「燃料使用基準適用工場等」とは、燃料使用基準の第2項に定める工場又は事業場をいう。
- (5) 「通常最大稼働」とは、一つの適用施設を運転する場合において、定格能力以下の運転状態であり、かつ通常の状態での一時間あたりの最大稼働をいう。
- (6) 重油その他の石油系燃料（以下「石油燃料」という。）とは、原油又は原油の精製等の処理によって得られる液化石油ガス・ナフサ・灯油・重油及びその他の副生油等の気体の燃料並びに液体燃料をいう。
- (7) 施設の更新（スクラップ・アンド・ビルド）とは、一つの特定工場等又は燃料使用基準適用工場等において、新たに適用施設が設置され、それに伴い既存の適用施設が廃止されることをいう。

ただし、新たに設置された適用施設の種類の名称と廃止される適用施設の種類の名称が同一である場合に限る。

（硫黄酸化物の排出の制限）

第3条 特定工場等の事業者は、当該特定工場等に適用されているすべての適用施設から定格稼働時（当該特定工場等に設置されているすべての適用施設に係る原料・燃料の使用量を常時的確に把握することの可能な特定工場等にあっては、通常最大稼働時）に排出される硫黄酸化物の合計量を総量規制基準に適合させなければならない。

（石油系燃料の使用に関する制限）

第4条 燃料使用基準適用工場等の事業者は、当該燃料使用基準適用工場等に設置されているすべての適用施設において使用する石油系燃料中の硫黄含有率（複数の石油系燃料を使用する燃料使用基準適用工場等においては、各石油系燃料を重油の量に換算したのち、加重平均して得られる硫黄含有率）を燃料使用基準適用工場等ごとに燃料使用基準に適合させなければならない。

（適用施設設置計画書）

第5条 特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者は、適用施設を設置しようとするときは、様式第1号により、当該適用施設の設置計画を市長に提出するものとする。

- 2 新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等（適用施設の設置、適用施設の構造等の変更又は地位の承継により、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。）となる工場又は事業場の事業者は様式第1号によりすべての適用施設の設置計画書を市長に提出するものとする。

(適用施設使用計画書)

第6条 一の施設が適用施設となった際、現にその施設を設置している(設置の工事が着手されたものを含む。)工場又は事業場の事業者であって、次の各号に該当するものは、当該施設が適用施設となった日から30日以内に様式第1号により当該適用施設の使用計画書を市長に提出するものとする。

- (1) 適用施設になったことにより、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。
- (2) 現に対象工場等又は燃料使用基準適用工場等であるもの。

(適用施設変更計画書)

第7条 第5条第1項若しくは第2項又は前条の規定により計画書を提出した者は、適用施設が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該変更事項に係る適用施設の変更計画書を様式第1号により、市長に提出するものとする。

- (1) 適用施設の構造等の変更、適用施設の使用の廃止又は地位の承継
- (2) 適用施設の稼働状況のうち通常稼働、予備又は休止に係る状況の変更
- (3) 通常最大稼働における原料・燃料の使用量及び当該稼働時における硫黄酸化物排出量の変更に係る事項
(計画値の遵守)

第8条 特定工場等の事業者は、前条の規定による計画書の事項のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。

- (1) 適用施設ごとの硫黄酸化物排出量及び原料・燃料の使用量
- (2) 適用施設ごとの原料・燃料中の硫黄含有率
- 2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、第5条第1項、第2項、第6条及び第7条の規定による計画書のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。
 - (1) 適用施設ごとの石油系燃料中の硫黄含有率
 - (2) 適用施設ごとの石油系燃料使用量
(計画書の審査等)

第9条 市長は、前条の規定により提出された計画書については、総量規制基準又は燃料使用基準の適合状況を審査するものとする。

2 市長は、前条による審査の結果、適当と認められる場合には、その旨を様式第2号により、当該計画書を提出した者に対し通知するものとする。

(遵守状況の確認)

第10条 市長は、特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者の第3条、第4条、第8条第1項及び同条第2項に定める事項の遵守状況を立入検査により確認するものとする。

(測定器の整備)

第11条 特定工場等の事業者は、当該特定工場から排出される硫黄酸化物を的確に把握し、もって総量規制基準を遵守するため、硫黄酸化物濃度計及び燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

(基準に関する特例)

第12条 施設の更新において、新たに設置された適用施設の原料・燃料使用量を重油の量に換算した(圧縮率を乗ずる前の重油の量に換算した量)のうち、廃止する適用施設に係る重油の量に換算した量に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

2 千葉県内に立地する工場又は事業場が、次の各号に掲げる事業により千葉市内に移転し、新たに特定工場等になった場合は、移転前の重油の量に換算した量に相当する部分は、既存のものとして取り扱うものとする。

- (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に定める国又は地方公共団体等の実施する事業
- (2) (1)以外の国又は地方公共団体等の実施する事業のうち千葉市長が特に認める事業

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱(昭和63年2月1日千葉県施行)第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者は、それぞれ本要綱の第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者とみなす。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

5 千葉市窒素酸化物対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、窒素酸化物を排出する工場又は事業場の事業者に対し窒素酸化物の排出総量を指導することにより、窒素酸化物に起因する大気汚染を防止し、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 適用施設

別表第1の窒素酸化物に係るばい煙発生施設の欄に掲げるばい煙発生施設をいう。ただし、専ら電気を熱源とするものを除く。

(2) 通常最大稼働

一の適用施設を定格能力以下で運転する場合において、通常時における最大稼働の状態をいう。

(3) 重油の量に換算した原料及び燃料の量

ばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を、次に掲げる換算方法により重油の量に換算した量をいう。

ア 原料については、別表第2の原料の種類欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。

イ 燃料については、別表第3の燃料の種類欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。この場合において、別表第4の適用施設の種類欄に掲げる適用施設において使用される燃料については、別表第3により換算した量に当該適用施設の種類ごとに、それぞれ別表第4の係数の欄に掲げる係数を乗ずるものとする。

(対象工場等)

第3条 この要綱の指導対象となる工場又は事業場（以下「対象工場等」という。）は、一の工場又は事業場に設置されている全ての適用施設で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量が1時間当たり2キロリットル以上である工場又は事業場とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場は除く。

(指導基準)

第4条 対象工場等に適用する指導基準は次に定める算式により算出される窒素酸化物の量とする。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$$

この式において、Q、W及びWiはそれぞれ次の値を表すものとする。

Q：対象工場等において排出が許容される窒素酸化物の量

(単位温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立法メートル毎時)

W：対象工場等に別表第1の基準となる日の欄に掲げる日（以下「基準日」という。）前から設置されている全ての適用施設（設置の工事が着手された施設を含む。）で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量（単位キロリットル毎時）

Wi：対象工場等に基準日以降新たに設置された全ての適用施設で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量と基準日前から設置されている適用施設のうち基準日以降に構造等の変更がなされた全ての適用施設（基準日前に変更の工事が着手されたものを除く。）で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量のうち当該変更により増加する量とを合計した量（単位キロリットル毎時）

なお、W及びWiの認定に当たっては、適用施設のうち、次に掲げる適用施設を除く。

ア 使用を廃止された適用施設

イ 予備の適用施設（他の適用施設の使用が停止されている間専ら使用されるものに限る。）

ウ 使用を休止している施設

エ 未稼働の適用施設

(適用施設設置計画書)

第5条 対象工場等の事業者は、適用施設を設置しようとするときは、様式第1号により当該適用施設の設置計画書を市長に提出するものとする。

2 新たに対象工場等（適用施設の設置、適用施設の構造等の変更又は地位の承継により新たに対象工場等となるもの。）となる工場又は事業場の事業者は、様式第1号により全ての適用施設の設置計画書を市長に提出するものとする。

(適用施設使用計画書)

第6条 一の施設が適用施設となった際、現にその施設を設置している（設置の工事が着手されたものを含む。）工場又は事業場の事業者であって、次の各号に該当するものは、当該施設が適用施設となった日から30日以内に様式第1号により当該適用施設の使用計画書を市長に提出するものとする。

(1) 適用施設になったことにより、新たに対象工場等となるもの。

(2) 現に対象工場等であるもの。

(適用施設変更計画書)

第7条 第5条第1項若しくは第2項又は前条の規定により計画書を提出した者は、適用施設が次の各号に掲げる事項に該当する場合は様式第1号により当該変更事項に係る適用施設の変更計画書を市長に提出するものとする。

(1) 適用施設の構造等の変更、適用施設の使用の廃止又は地位の承継

- (2) 適用施設の稼働状況のうち通常稼働、予備又は休止に係る状況の変更
- (3) 通常最大稼働における1時間当たりの窒素酸化物の排出量及び当該稼働時の原料及び燃料の使用量の変更
(窒素酸化物の排出量の制限)

第8条 対象工場等の事業者は、当該対象工場等に設置され通常稼働している全ての適用施設から通常最大稼働を行った時に排出される1時間当たりの窒素酸化物の合計量を、指導基準以下にするものとする。

2 対象工場等の事業者は、前項に規定する窒素酸化物の排出合計量の根拠となる適用施設ごとの通常最大稼働における窒素酸化物の排出量を、第5条第1項若しくは第2項又は第6条の規定により提出した計画書に記載した数値以下の量とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、適用施設が前条各号に掲げる事項に該当する場合は、第1項に規定する窒素酸化物の排出合計量の根拠となる当該適用施設ごとの通常最大稼働における窒素酸化物の排出量を、同条の規定により提出した変更計画書に記載した数値以下の量とするものとする。

(計画書の審査等)

第9条 市長は、第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により提出された計画書について、指導基準の適合状況を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、計画書が適当と認められる場合は、その旨を様式第2号により、当該計画書を提出した者に対し通知するものとする。

(窒素酸化物排出濃度の測定等)

第10条 対象工場等の事業者は、当該適用施設に係る窒素酸化物の排出濃度を測定するとともに排出量の把握に努め、その結果を記録するものとする。この場合において、排出濃度の測定方法及び頻度並びに結果の記録については、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)第15条第5号(常時の測定に係る部分を除く。)及び第6号の規定を準用する。

(指導基準に関する特例)

第11条 施設の更新(一の対象工場等において、新たに適用施設が設置され、それに伴い既存の適用施設が廃止されることをいう。)において、新たに設置された適用施設の重油の量に換算した原料及び燃料の量のうち、廃止する適用施設に係る重油の量に換算した原料及び燃料の量に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

2 千葉県内に立地する工場又は事業場が、次の各号に掲げる事業により千葉市内に移転し、新たに対象工場等になった場合は、移転前の原料及び燃料に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に定める国又は地方公共団体等の実施する事業

(2) 前号以外の国又は地方公共団体等の実施する事業のうち、千葉市長が特に認める事業

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に千葉県窒素酸化物対策指導要綱(昭和58年4月1日施行)第6条第1項若しくは第2項、第7条又は第8条の規定により計画書を提出した者は、それぞれ本要綱の第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年6月1日から施行する。

別表第1

	窒素酸化物に係るばい煙発生施設	基準となる日
1	大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「令」という。)別表第1の1の項から15の項まで、18の項、19の項に掲げる施設のうち光窒素化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いて窒素化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設、21の項に掲げる施設のうち焼成炉及び溶解炉、23の項に掲げる施設のうち乾燥炉及び焼成炉及び24の項から28の項までに掲げるばい煙発生施設で、この表の2の項に掲げるものを除く。	昭和58年4月1日
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの	昭和60年9月10日
3	令別表第1の29の項及び30の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)	昭和63年2月1日
4	令別表第1の31の項及び32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)	平成4年4月1日

別表第2

原料の種類	原料の量	重油の量 (単位 リットル)
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1 キログラム	0.48
重油換算の必要なその他の原料	1 キログラム	当該原料 1 キログラムの処理に伴い発生する平均的な窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油(1 リットル当たりの発熱量 9 千キロカロリー、窒素含有率 0.15 パーセント、比重(0.9)の量

別表第3

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位 リットル)
重油 (B 及び C 重油)	1 リットル	1
A 重油	1 "	0.95
軽油	1 "	0.95
灯油	1 "	0.90
原油	1 "	0.95
ナフサ油	1 "	0.90
液化石油ガス	1 キログラム	1.2
液化天然ガス	1 "	1.3
石炭	1 "	0.85
都市ガス	1 "	1.3
その他の燃料	1 リットル (個体燃料又は気体燃料にあつては 1 キログラム)	当該燃料の量 1 リットル (個体燃料又は気体燃料にあつては 1 キログラム) 当たりの発熱量を有する重油 (1 リットル当たりの発熱量は、9 千キロカロリーとする。) の量

別表第4

適用施設の種類		係 数
石炭専焼ボイラー		3. 1
ガラス製造の用に 供する溶融炉 (タンク炉に限る。)	板ガラス	5. 8
	電気ガラス (注)	15. 1
	その他	7. 1
ガスタービン		2. 0
ディーゼル機関		20. 0
ガス機関		3. 0
ガソリン機関		3. 0
施設係数の必要なその他の施設		ばい煙発生施設の排出の特性 を考慮して設定する。

6 千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるもの(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項までに掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし、本市及び千葉県と環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した者が、当該協定書の対象とする工場に設置する施設は除く。

(指導基準)

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は、別表(1)に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、発電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。)が発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。)の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、別表(2)に定めるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、別表(3)に定めるとおりとする。ただし、これらの施設(発電事業の用に供するものに限る。)の定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場にある場合は、これらの施設の指導基準は別表(1)に定めるとおりとする。

4 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前各項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

(排出口の高さの確保等)

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所的高濃度汚染が生じないよう当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用)

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力(発電事業者が売電のために発電した電力を除く。)、熱及び蒸気等のエネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元を努めるものとする。

(報告)

第6条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求められることができるものとする。

(転用等)

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業の用に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

2 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

3 事業者が新たに発電事業者に該当することとなった場合は、その届出(電気事業法第27条の27第1項に規定する届出をいう。)の日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

4 発電事業者の工場又は事業場において、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を発電事業の用に供する施設として設置し、又は転用することにより、これらの施設の定格出力の合計が3,000kW以上となる場合は、当該設置又は転用をする日を設置の日とみなして第3条第3項の規定を適用する。

(製造業者等に対する指導)

第8条 市長は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。

2 市長は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関(これらのうち、専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者等に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表((1)の表)ガスタービンの項中「20」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあるのは「600」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成8年6月30日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、当分の間、従前の例とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）に係る指導基準については、当分の間、従前の例とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年7月25日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成30年7月24日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、なお従前の例による。

別表（第3条）

（1）

施設の種類	指導基準
発電ボイラー	40 ppm
ガスタービン	20 ppm
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	200 ppm
ガソリン機関	200 ppm

（2）

施設の種類	指導基準		
	定格出力（万 kW）		
	5未満	5以上15未満	15以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

（3）

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	40 ppm
ガソリン機関	200 ppm

備考 別表の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C : 窒素酸化物の濃度（単位：ppm）

C s : 排出ガス中の窒素酸化物の濃度 (単位: ppm)

O n : 標準酸素濃度 (単位: % ただし、発電ボイラーはガス燃料 5、液体燃料 4 又は固体燃料 6、ガスタービン は 16、ディーゼル機関は 13、ガス機関及びガソリン機関は 0 とする。)

O s : 排出ガス中の酸素濃度 (単位: %、ただし、当該濃度が 20% を越える場合にあっては、20% とする。)

7 千葉市環境保全条例 (平成 7 年千葉市条例第 4 3 号) (抜粋)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、千葉市環境基本条例 (平成 6 年千葉市条例第 43 号) の理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第 3 章 生活環境の保全等に関する措置等

第 1 節 大気の保全に関する措置

(定義)

第 16 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 工場又は事業場 (以下「工場等」という。) に設置される施設でばい煙等 (大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第 2 条第 1 項に規定するばい煙又は同条第 7 項に規定する粉じんをいう。以下同じ。) を発生し、及び排出し、又は飛散させるもの (大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設並びに同条第 9 項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第 10 項に規定する特定粉じん発生施設を除く。) のうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。

(2) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(特定施設の設置の届出)

第 17 条 ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定施設を設置しようとするときは、特定施設を設置しようとする日の 60 日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(ばい煙等特定作業の実施の届出)

第 18 条 特定作業を行おうとする者は、特定作業を開始しようとする日の 60 日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第 20 条 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 17 条第 1 項第 4 号から第 7 号まで又は第 18 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による特定施設に係る届出について、第 18 条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第 21 条 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 17 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設又は特定作業を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 22 条 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設又は特定作業の目的に係る施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（事故時の措置）

第 23 条 事業者は、その事業活動に伴う施設の破損その他の事故が発生し、ばい煙等が大気中に排出し、又は飛散することにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

8 千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 （平成 19 年千葉市条例第 56 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この条例は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 17 条の 3 に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）揮発性有機化合物 大気汚染防止法第 2 条第 4 項に規定する揮発性有機化合物をいう。

（2）自主的取組対象施設 本市の区域内に存する工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するものうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いため自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいう。

（3）揮発性有機化合物排出事業者 その事業活動に伴って自主的取組対象施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいう。

（指針）

第 3 条 市長は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、自主的取組の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

（自主的取組計画書の作成及び提出等）

第 7 条 各年 4 月 1 日において揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散の量（以下「使用量等」という。）その他同日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間をいう。以下同じ。）における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書（以下「自主的取組計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 揮発性有機化合物排出事業者は、本市の区域内に存する工場又は事業場であって前項の工場又は事業場以外のものについて、当該工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、市長に提出することができる。

3 その事業活動に伴って揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（揮発性有機化合物排出事業者を除く。）は、本市の区域内に存する工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画書を作成し、市長に提出することができる。

4 前 3 項の規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（実績報告書の作成及び提出）

第 8 条 前条第 1 項から第 3 項までの規定により自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、規則で定めるところにより、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（書類等の保存）

第 9 条 第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定により自主的取組計画書を提出した者又は前条の規定により実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載した揮発性有機化合物の使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を当該提出の日から 3 年間保存しなければならない。

2 第 7 条第 4 項の規定による届出をした者は、当該届出の内容が揮発性有機化合物の使用量等に係るものであるときは、当該使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該届出の日から 3 年間保存しなければならない。

(公表)

第10条 市長は、第7条第1項から第3項までの規定により提出された自主的取組計画書の内容（同条第4項の規定による届出があったときは、当該届出に係る変更後の内容）及び第8条の規定により提出された実績報告書の内容を公表するものとする。

(報告及び検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対し、自主的取組の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者の工場若しくは事業場に立ち入り、自主的取組対象施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出をせず、又は虚偽の記載をした自主的取組計画書を提出した者
- (2) 第7条第2項及び第3項に規定する自主的取組計画書に虚偽の記載をして提出した者
- (3) 第7条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第8条の規定による実績報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした実績報告書を提出した者
- (5) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9 千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物等の解体、改造又は補修に伴う石綿の飛散の防止等に関し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）等に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」という。）及び大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の定めるところによる。

(石綿の濃度の測定等)

第3条 届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者は、市と協議の上、次の各号に定めるところにより、大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録するものとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業（法第18条の1第1項の政令で定める特定建築材料に係るものに限る。以下同じ。）の開始前及び終了後にはその対象となる建築物等の周辺4方向における敷地境界線上の4か所（当該建築物等が敷地境界線から離れていることにより当該4か所では対象となる建築物等に係る石綿の状況の把握が困難であると認められる場合は、当該建築物等の周辺4方向における4か所。以下この号において「敷地境界線上の4か所」という。）において、特定粉じん排出等作業の実施中であっては敷地境界線上の4か所並びに作業場の隔離の措置を講じた場合は集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口において、それぞれ1回以上測定するものとする。
 - (2) 測定高さは地上1.5mとする。
 - (3) 測定方法は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）に定める方法その他の適当な方法によることとする。
- 2 届出対象特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、作業記録として特定粉じん排出等作業の工程ごとの写真を撮影するものとする。
 - 3 届出対象特定工事の元請業者は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、第1項の石綿の濃度の測定の結果及び前項の作業記録（以下「石綿濃度測定結果等」という。）を遅滞なく発注者に書面で報告するものとする。
 - 4 届出対象特定工事の発注者は、第1項の石綿の濃度の測定に関し必要な措置を講ずることにより、当該測定に協力するものとする。
 - 5 届出対象特定工事の発注者は、第3項の報告を受けた後速やかに、石綿濃度測定結果等を石綿濃度測定結果等報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。
 - 6 届出対象特定工事の自主施工者は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業の完了後速やかに、石綿濃度測定結果等を石綿濃度測定結果等報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

(報告及び調査)

第4条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、届出対象特定工事の発注者、元請業者又は自主施工者その他必要と認める者に対し、当該届出対象特定工事に関して必要な報告を求め、又はその職員に、当該届出対象特定工事の状況を調査させることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に着手している特定工事については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、法第18条の15の規定に基づき届出をした者についての規定は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

大気汚染防止法のでびき

令和4年10月発行

千葉市環境局環境保全部 環境規制課

千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043(245)5189



千葉市
CHIBA CITY